

公開買付説明書

2026年2月

Motherson Global Investments B.V.
(対象者：株式会社ユタカ技研)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	Motherson Global Investments B.V.
【届出者の住所又は所在地】	Rijnsburgstraat 9, 1059AT Amsterdam, Netherlands
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 関口健一／同 伊藤雄馬／同 速水悠／同 前川涼
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5220-1800(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 関口健一／同 伊藤雄馬／同 速水悠／同 前川涼
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Motherson Global Investments B.V.をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ユタカ技研をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

目 次

頁

第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	43
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	45
6 【株券等の取得に関する許可等】	45
7 【応募及び契約の解除の方法】	47
8 【買付け等に要する資金】	51
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	52
10 【決済の方法】	53
11 【その他買付け等の条件及び方法】	53
第2 【公開買付者の状況】	56
1 【会社の場合】	56
2 【会社以外の団体の場合】	61
3 【個人の場合】	61
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	62
1 【株券等の所有状況】	62
2 【株券等の取引状況】	64
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	64
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	64
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	65
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	65
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	65
第5 【対象者の状況】	66
1 【最近3年間の損益状況等】	66
2 【株価の状況】	66
3 【株主の状況】	66
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	67
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	68
6 【その他】	68
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	69

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社ユタカ技研

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者(以下、公開買付者、及び公開買付者の最終親会社であるSamvardhana Motherson International Limited(以下「マザーサン」といいます。)が資本関係を有する全ての会社で構成される企業集団を総称して「マザーサン・グループ」といいます。)は、2025年8月29日付「株式会社ユタカ技研株式(証券コード: 7229)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、2025年8月29日開催の取締役会において、対象者及び対象者の親会社である本田技研工業株式会社(証券コード: 7267、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場上場、以下「本田技研工業」といいます。)との間でFramework Agreement of Business Reorganization(以下「本基本契約」といいます。)を締結し、(詳細は、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本基本契約」をご参照ください。)、当該契約に定める本前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)されることを条件に、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得することにより、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定しております。なお、本書提出日現在、公開買付者を含むマザーサン・グループは、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者の所有する自己株式及び本田技研工業が所有する対象者株式の全て(所有株式数10,322,000株、所有割合(注1): 69.66%、以下「本不応募株式」といいます。)を除きます。)を取得することを目的として本公開買付けを実施いたしますが、対象者株式の全て(ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために行う本株式併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)の実施を予定しております。また、公開買付者による対象者株式の全て(ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)の取得後に、対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、本基本契約に基づき、対象者によって実施される本田技研工業が所有する対象者株式の一部の取得を実行するための資金の確保が必要となる場合には、公開買付者が対象者に対し、本自己株式取得(以下に定義されます。)に係る対価に充てる資金を提供すること(対象者に対する貸付けによることを予定しています。以下「本資金提供」といいます。)、及び対象者において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)(注2)の完了を条件として、本田技研工業の所有する対象者株式の一部の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施することにより、公開買付者の対象者に対する議決権保有割合を81.00%、本田技研工業の対象者に対する議決権保有割合を19.00%とし、対象者を公開買付者の連結子会社化することを予定しております(注3)(注4)。なお、公開買付者、本田技研工業及び対象者との間の合意内容の詳細は、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年8月29日付で、(a)対象者及び本田技研工業との間で、本不応募株式の全てを本公開買付けに応募しないこと、本田技研工業が所有する対象者株式の一部については、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて対象者に売却することを含めた、本取引に係る諸条件について定める本基本契約を、また、(b)本田技研工業との間で、本取引後における対象者の運営等について定めるShareholders Agreement(以下「本株主間契約」といいます。)をそれぞれ締結しております(これらの詳細は、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本基本契約」及び「② 本株主間契約」をご参照ください。)。

- (注1) 「所有割合」とは、対象者が2026年2月6日に提出した2026年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数(14,820,000株)から、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,949株)を控除した数(14,818,051株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。
- (注2) 本減資等を行う場合においては、対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替える予定です。
- (注3) 本自己株式取得においては、公開買付者は、本田技研工業において、法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考え方の下、本自己株式取得を実施することいたしました。なお、本公開買付価格及び本自己株式取得における自己株式の取得の対価(株式併合前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。)の算出においては、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることを基準としております。そのため、本田技研工業が、対象者の少数株主の皆様に比して利益を得るものではございません。
- (注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後に実施するものであり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の2)の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、令第4条の3)に該当しないため、本自己株式取得に際し自社株公開買付けは実施しない予定です。

本公開買付けについては、本基本契約に基づき、公開買付者による各国(日本、中国、アメリカ、ブラジル、メキシコ)の競争当局の企業結合に関する届出許可(以下「本競争法許認可等」と総称します。)等、各国の規制当局の届出許可等が得られること等の一定の事項(注5)が充足されることを開始の前提条件(以下「本前提条件」といいます。)としており、本前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しております。

- (注5) 本基本契約において、公開買付者による本公開買付けの開始は、(a)対象者の取締役会が、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、当該決議が本公開買付けの開始日の前営業日(以下「本決定日」といいます。)までに修正又は撤回されていないこと、(b)対象者が、本基本契約の締結日及び本決定日において、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の、特別委員全員の一致による、本特別委員会(下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。)の意見を入手しており、当該意見に変更はないこと、(c)本基本契約の締結日及び本決定日において、本田技研工業の表明保証(ただし、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本基本契約」の(注3)に記載の本田技研工業による表明保証のうち(a)から(g)に掲げる事項)及び対象者の表明保証(ただし、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本基本契約」の(注3)に記載の対象者による表明保証のうち(a)から(j)に掲げる事項)が全ての重要な点において真実かつ正確であること、(d)本田技研工業及び対象者は、本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な全ての義務を、全ての重要な点において、本決定日までに履行又は遵守していること、(e)各国の規制当局の届出許可等が得られること(注6)、(f)本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断が存在しないこと、(g)本基本契約の締結日又は本決定日において、対象者グループに係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)並びに対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び公開買付け等の中止に関する事実(法第167条第2項に定めるものをいいます。)で未公表のもの(以下「インサイダー情報」といいます。)は存在しないこと、(h)公開買付者が対象者からインサイダー情報の不存在に関する差入書を受領していること、(i)本株主間契約が有効に存続していること、並びに、(j)本基本契約の締結日以降、公開買付者が公開買付けを開始した場合に、法第27条の11第1項但書の定めに従い、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情に相当する事象が、対象者又はその子会社において生じていないことの各条件が充足されていること(又は公開買付者により放棄されていること)が前提条件となっております。なお、本基本契約の詳細については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。
- (注6) 具体的には、本競争法許認可等です。なお、公開買付者は、本基本契約の締結後に実施した調査も踏まえ、本競争法許認可等の取得以外に、本公開買付けを適法に完了させるために必要な各国の規制当局の届出許可等は存在しないと認識しております。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、本競争法許認可等の取得に関する手続及び対応を進めておりましたが、公開買付者が2026年1月30日付で公表した「株式会社ユタカ技研株式(証券コード：7229)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本競争法許認可等の取得に関する必要な手続及び対応のうち、中国における競争法に基づく手続及び対応を2025年12月23日に、ブラジルにおける競争法に基づく手続及び対応を2025年12月31日に、メキシコにおける競争法に基づく手続及び対応を2026年1月9日に、日本における競争法に基づく手続及び対応を2026年1月16日に、アメリカにおける競争法に基づき必要な手続及び対応を2026年1月29日にそれぞれ完了し、本競争法許認可等の取得が全て完了いたしましたので、2026年1月29日付で本株式取得(下記に定義します。)を実行することが可能となったことを確認しました。

今般、公開買付者は、2026年2月6日までに以下のとおり本前提条件がいずれも充足されたこと(本基本契約及び本株主間契約が変更されずに存続していることを含め、本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みであること)を確認いたしました。

- ① 公開買付者は、対象者より、2026年2月6日現在において、対象者の取締役会が、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに関する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、これが対象者の2026年2月6日付の「マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ(Motherson Global Investments B.V.)による当社株式に対する公開買付けの開始に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「2026年2月6日付対象者プレスリリース」といいます。)によって公表されており、かつ、当該決議が本決定日までに修正又は撤回されていない旨の報告を受けました。また、公開買付者は、対象者より、2026年2月5日現在において、本特別委員会が、対象者の取締役会に対し、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の特別委員全員の一致による答申を行い、かつ、当該答申が変更又は撤回されていない旨の報告を受けました。これらをもって、上記の本前提条件(a)及び(b)の充足を確認いたしました。
- ② 公開買付者は、本田技研工業及び対象者より、2026年2月6日現在において、本基本契約に基づく本田技研工業及び対象者の表明保証が全ての重要な点において真実かつ正確であると認識している旨の報告を受け、また、かかる義務の履行又は遵守を確認し、かかる表明及び保証の違反の存在を認識していないことから、上記の本前提条件(c)の充足を確認いたしました。
- ③ 公開買付者は、本田技研工業及び対象者より、2026年2月6日現在において、本基本契約が有効に存続していること及び本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な本田技研工業及び対象者の全ての義務が全ての重要な点において、履行又は遵守されている旨の報告を受け、また、かかる本基本契約の終了又は義務の不履行若しくは不遵守を認識していないことから、上記の前提条件(d)の充足を確認いたしました。
- ④ 下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、2026年2月6日現在までに、本競争法許認可等の取得が完了し、公開買付者は、上記の本前提条件(e)の充足を確認いたしました。
- ⑤ 公開買付者は、対象者より、2026年2月6日現在において、本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断がなされておらず、かつ、そのおそれもない旨の報告を受け、また、かかる判断及びそのおそれを認識していないことから、上記の本前提条件(f)の充足を確認いたしました。
- ⑥ 公開買付者は、対象者から、2026年2月6日現在において、インサイダー情報が存在しない旨の報告を受け、インサイダー情報の不存在に関する差入書を受領したことから、上記の本前提条件(g)及び(h)の充足を確認いたしました。
- ⑦ 公開買付者は、2026年2月6日現在において、本田技研工業に対して本株主間契約が有効に存続していることを確認し、上記の本前提条件(i)の充足を確認いたしました。
- ⑧ 公開買付者は、対象者から、2025年8月29日以降、公開買付者が本公開買付けを開始していたとするならば、法第27条の11第1項但書の定めに従い、本公開買付けの撤回等が認められるべき事象が、対象者又はその子会社において生じていない旨の報告を受け、上記の本前提条件(j)の充足を確認いたしました。

さらに、公開買付者は、2026年2月5日、対象者から、本取引が対象者の少数株主にとって不利益でない旨の本特別委員会(本特別委員会の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)の意見に変更はないことを内容とする追加の答申書(以下「本追加答申書」といいます。)を2026年2月5日付で本特別委員会より取得したとの連絡を受けました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、本取引の一環として、2026年2月6日、本公開買付けを2026年2月9日から開始することを決定いたしました。

なお、公開買付者が、2025年8月29日付「株式会社ユタカ技研株式(証券コード: 7229)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」においてお知らせいたしました本公開買付けの内容や条件については、変更はありません。

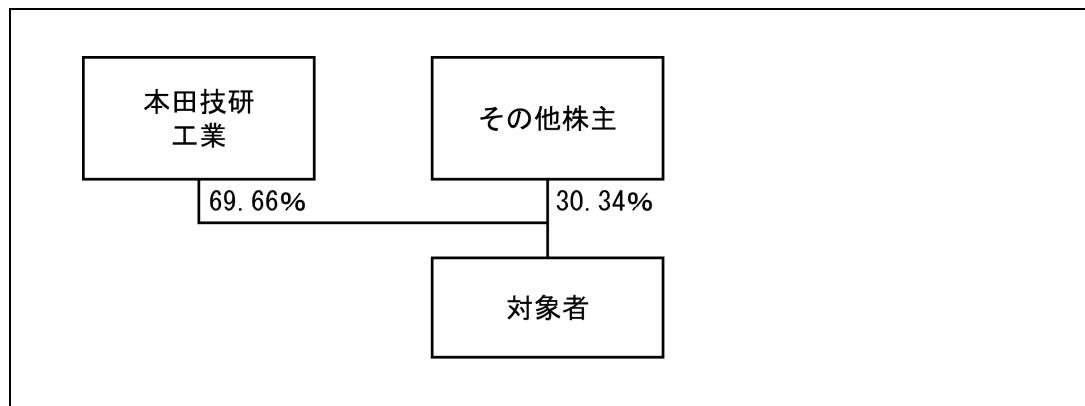
上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得することにより、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の全ての買付け等を行います。また、公開買付者は、本公開買付けにより売却を希望される対象者の株主の皆様に確実な売却機会を提供するため、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しておらず、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しております。

＜本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャー概要図＞

以下は、本公開買付け及びその後の想定されている手続のストラクチャーの概要を図示したものです。

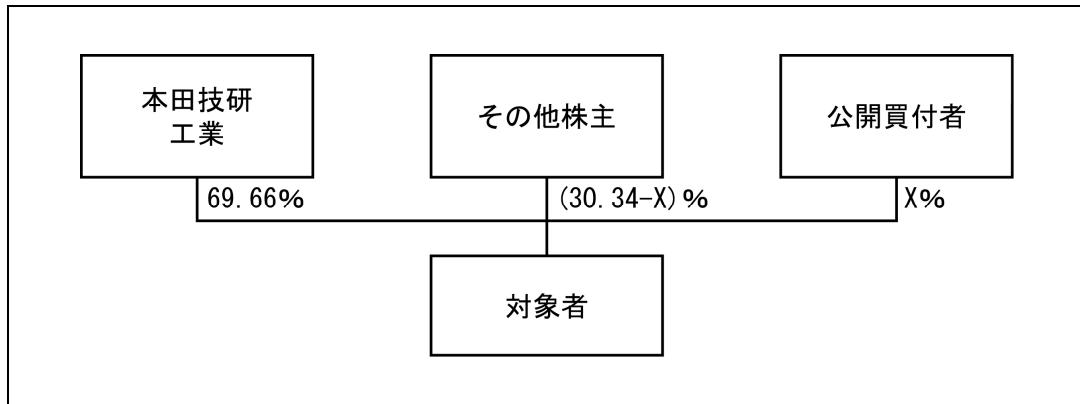
現状



① 本公開買付け

本前提条件がいずれも充足されたことを確認したため、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得し、対象者を非公開化の上、連結子会社化すること目的として公開買付者が本公開買付けを実施いたします。

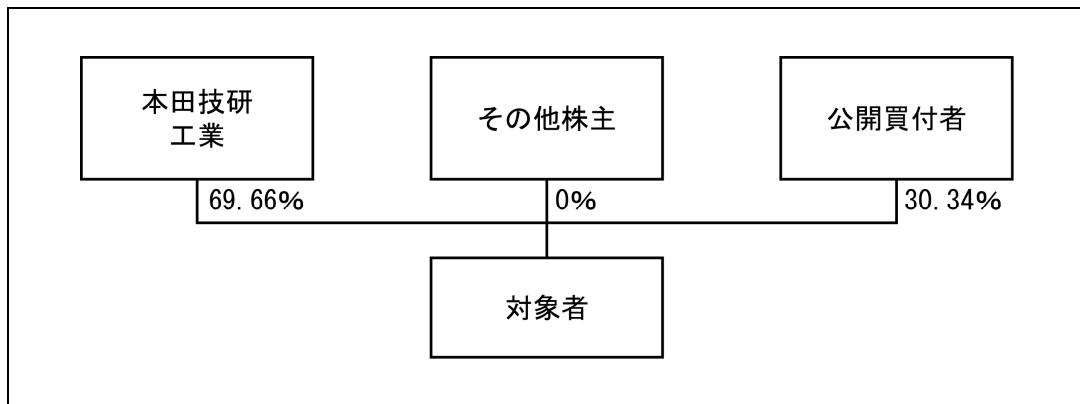
本公開買付け決済完了後の公開買付者の所有割合をX%とした場合の、対象者の株主の所有割合は下記のとおりです。



② 本株式併合(2026年5月下旬(予定))

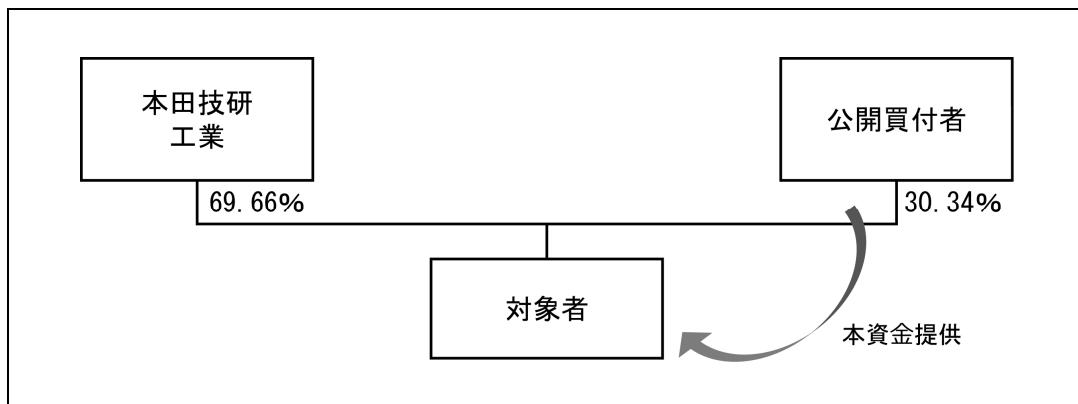
本公開買付けが成立し、かつ公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために、対象者に対して本株式併合の実施を要請する予定です。

本株式併合後の対象者の株主の所有割合は下記のとおりです。



③ 本資金提供及び本減資等(2026年5月下旬から2026年7月下旬(予定))

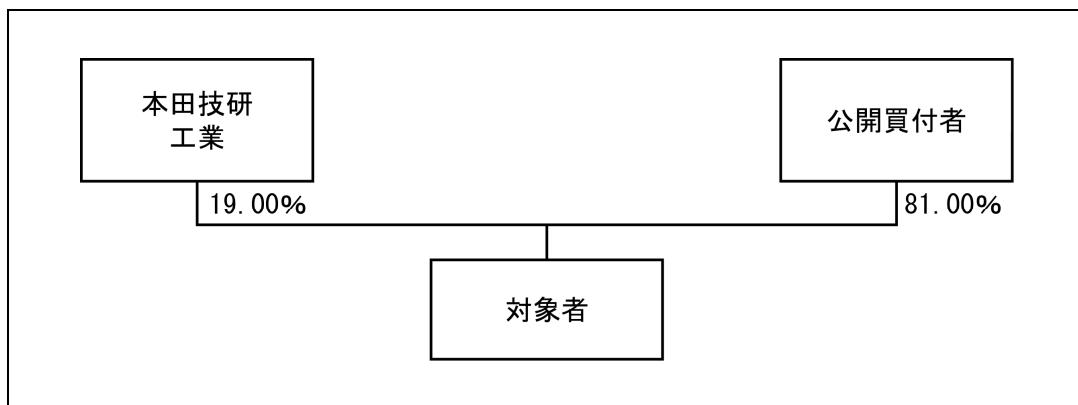
本自己株式取得を実行時の対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、公開買付者は、本自己株式取得を実行するための資金を確保することを目的として、対象者に対する貸付けによる本資金提供及び対象者が本自己株式取得に必要となる分配可能額を確保するために本減資等を実施する予定です。



④ 本自己株式取得(2026年5月下旬から2026年7月下旬(予定))

本株式併合後、対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、本資金提供及び本減資等の完了を条件として、対象者は公開買付者の対象者に対する議決権保有割合を81.00%、本田技研工業の対象者に対する議決権保有割合を19.00%とするべく、本田技研工業が所有する対象者株式の一部を対象として、本自己株式取得を実施する予定です。なお、公開買付者、本田技研工業及び対象者は、本自己株式取得後の議決権保有割合が上記のとおりとなることを確保するために必要な場合には、本自己株式取得に先立ち、対象者の株式の分割を行うことを予定しています。

本自己株式取得実施後の所有割合は下記のとおりです。



なお、対象者が2025年8月29日に公表した「マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ (Motherson Global Investments B.V.)による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「2025年8月29日付対象者プレスリリース」といい、2026年2月6日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付価格は公正かつ妥当なものと考えており、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが相当であると判断したことから、2025年8月29日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

そして、公開買付者より、2026年2月6日に、本前提条件がいずれも充足されたこと(本基本契約及び本株主間契約が変更されずに存続していることを含め、本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みであること)が確認され、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断したことから、2026年2月9日より本公開買付けを開始する旨の連絡を受けたことを踏まえて、対象者は、2026年2月6日開催の取締役会において、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

マザーサンは、現マザーサン会長のVivek Chaand Sehgal氏とその実母であるShrimati Swaran Lata Sehgal氏によって1975年にインド共和国のデリーで設立されており、1993年にポンベイ証券取引所、1996年にインド国立証券取引所に上場しております。また、本書提出日現在、創業者でありマザーサンの会長であるVivek Chaand Sehgal氏を含むSehgal家の関係者がマザーサンの大株主であります。マザーサン・グループは、家族経営の商社から発展し、多様な産業にわたりソリューションを提供するグローバル企業へと成長し、本書提出日現在、世界44か国に425以上の拠点を有し、自動車、航空宇宙部品、IT、物流、及び消費者向け電子機器分野の製品をグローバルに展開しております。また、マザーサン・グループは、TIME USA, LLCにより発行される雑誌であるTIMEにて2024年9月13日に発表された「World's Best Companies of 2024」において697位にランクされており、Crain Communications, Inc.により発行される雑誌であるAutomotive Newsにて2025年6月22日に発表された「Automotive News top suppliers by original equipment parts sales - 2024」において11位にランクされる等、世界的な認知も獲得しつつあると認識しております。また、マザーサンは、日本の自動車メーカーによるインド市場への進出当初から、当該市場においてサービスを提供してきたと考えております。具体的には、日本の自動車メーカーによるインド市場への進出は1982年にスズキ株式会社がインドにMaruti Udyog Limited(現Maruti Suzuki India Limited)を設立することにより始まりましたが、マザーサン・グループは、1983年にMaruti Udyog Limitedが生産・販売するMaruti 800向けの単一部品供給事業を開始し、1986年には、インド自動車市場向けワイヤーハーネス供給のため、住友電装株式会社と合弁会社を設立する等、日本の自動車メーカーによるインド市場への進出当初から、サービス提供、及び業務提携し、進出の支援をすることで日本のOEMとの関係も拡大してきました。また、過去3年においても、2022年の市光工業株式会社のミラー事業の買収、2024年の八千代工業株式会社の買収、2025年の株式会社アツミテックの買収、三甲株式会社及び株式会社松井製作所それぞれとの間でのジョイントベンチャーの設立等を通じ、日本企業とのパートナーシップを大幅に拡大してきたと考えております。これらを含め現在11社の日本企業(住友電装株式会社、株式会社松井製作所、アネスト岩田株式会社、マレリ株式会社(旧カルソニックカンセイ株式会社)、日新電機株式会社、株式会社ティーネットジャパン、住友電気工業株式会社、株式会社ハマキヨウレックス、三甲株式会社、双日株式会社、技研株式会社)と業務提携しております。

なお、マザーサンは2024年3月にマザーサン・グループの海外事業の大部分を公開買付者の下に統合しており、公開買付者は以下の5つの事業セグメントを運営しております。

(ア) ワイヤーハーネス部門

自動車・非自動車分野の顧客向けに、社内設計・開発・製造を有するフルシステムサービスプロバイダーとして、低・高電圧ケーブル(注1)、コネクター、端子、電力分配システム(注2)、ジャンクションボックス(注3)、特殊ケーブルアセンブリ(注4)、EV向け充電コネクターやパワーモジュール電子機器(注5)等を提供。

(イ) モジュール及びポリマー製品部門

自動車の内外装部品を幅広く提供し、単純なプラスチック部品や機械組立から車両向け統合システム・モジュール(注6)に至るまで提供。

(ウ) ビジョンシステム部門

世界の主要自動車OEM向けに、外装及び内装用の各種バックミラーシステム、カメラベースの検知システムなどを製造。

(エ) 統合アセンブリ部門

自動車業界向けに高度な統合システム・モジュール組立・納入ソリューションを提供。

(オ) 新規事業部門

自動車関連3事業部門、非自動車4事業部門、業種横断型1事業部門の合計8部門から構成され、新規事業を提供。

(注1) 低・高電圧ケーブル：自動車や産業機器において、電力及び信号を伝送するための電線であり、用途に応じて低電圧及び高電圧に対応した仕様を有します。

(注2) 電力分配システム(Electric Distribution System／EDS)：車両や機器内で電力を各機能へ効率的かつ安全に分配する配線・制御システムをいいます。

(注3) ジャンクションボックス：複数の電線や回路を接続・分岐・保護するためのボックス状部品をいいます。

(注4) 特殊ケーブルアセンブリ：特定の用途・環境に合わせてカスタム設計されたケーブルと接続部品の組立品をいいます。

(注5) パワーモジュール電子機器：電力変換や制御を行う半導体モジュールを含む電子機器で、電動化車両のモーター やバッテリー制御に使用されます。

(注6) 統合システム・モジュール：自社製造した又は第三者に外注した複数の部品を組み立てたものをいいます。

一方、対象者は、自動車部品の製造及び販売を目的として、1976年12月にプレス技研工業株式会社として設立され、本田技研工業向けの自動車部品の生産を開始したとのことです。その後、対象者は、1986年11月に高丘技研工業株式会社と合併し、同時に商号を現在の社名である株式会社ユタカ技研に変更したとのことです。対象者株式については、1997年10月に日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録され、2004年12月にJASDAQ証券取引所に上場し、その後、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、本書提出日現在において、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

対象者グループ(対象者及び連結子会社12社により構成される企業グループをいいます。以下同じです。)は、本田技研工業及びそのグループ会社に対する自動車部品の製造及び販売を主な内容とし、事業活動を展開しているとのことです。

また、対象者グループは、基本理念の「人間尊重」に基づき、「私たちは、世界的視野に立ち、豊かな創造力で、常にお客様に満足して頂ける魅力ある商品を供給することに全力を尽くす」という社是を実践することにより、社会に貢献することを目指しているとのことです。2030年までの経営目標として、「独自技術を強化拡大し、新しい時代に期待される企業となる。」を掲げ、「1. Yutaka製品を世界のお客様に広め、地球環境に貢献する。」、「2. 電動化時代に向けて、新しい価値を生み出す商品を創造する。」、「3. 地域を超えて英知を結集し、グループの総合力を発揮する。」という3つの方向性を定めており、その実現に向けて努力しているとのことです。

対象者グループの各地域における事業内容は以下のとおりとのことです。

(ア) 日本

(自動車部品四輪・自動車部品二輪)

日本における生産部品は、四輪車用の駆動系製品、排気系製品、モーター系部品及び二輪車用の制動系製品とのことです。

対象者及び対象者の国内子会社(新日工業株式会社及び株式会社スミレックス)が製造し、主として本田技研工業及びそのグループ会社である株式会社ホンダトレーディング、スズキ株式会社及びいすゞ自動車株式会社に販売しているとのことです。

(汎用部品)

日本における主な生産部品は、小型船舶用の船外機とのことです。

対象者及び対象者の国内子会社(新日工業株式会社)が製造し、本田技研工業に販売しているとのことです。

(イ) 北米

(自動車部品四輪)

北米における生産部品は、四輪車用の駆動系製品、排気系製品及びATV用の駆動部品とのことです。

対象者の海外子会社(カーディントン・ユタカ・テクノロジーズ・インコーポレーテッド及びユタカ・テクノロジーズ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ)が製造し、主として本田技研工業及びそのグループ会社であるHonda Development and Manufacturing of America, LLC、American Honda Motor Co., Inc.、Honda Canada Inc. 及びHonda de Mexico S.A. de C.V. に販売しているとのことです。

(ウ) アジア

(自動車部品四輪)

アジアにおける生産部品は、四輪車用の駆動系製品及び排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社(ピー・ティー・ユタカ・マニファクチャリング・インドネシア、ワイエス・テック(タイランド)カンパニー・リミテッド及びユタカ・オートパーツ・インディア・プライベート・リミテッド)が製造し、主として本田技研工業のグループ会社であるP.T. Honda Prospect Motor、Honda Automobile(Thailand)Co., Ltd. 及びHonda Cars India Ltd. に販売しているとのことです。

(自動車部品二輪)

アジアにおける生産部品は、二輪車用の制動系製品及び排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社(ユタカ・マニファクチャリング(フィリピン)インコーポレーテッド、ピー・ティー・ユタカ・マニファクチャリング・インドネシア及びユタカ・オートパーツ・インディア・プライベート・リミテッド)が製造し、主として本田技研工業のグループ会社であるHonda Philippines Inc.、P.t. Astra Honda Motor及びHonda Motorcycle and Scooter India Pvt. Ltd. (以下「HMSI」といいます。)に販売しているとのことです。

(エ) 中国

(自動車部品四輪)

中国における生産部品は、四輪車用の駆動系製品及び排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社(佛山市豊富汽配有限公司及び武漢金豊汽配有限公司)が製造し、主として本田技研工業のグループ会社である東風本田汽車有限公司、广汽本田汽車有限公司、東風本田發動機有限公司及び本田汽車零部件製造有限公司に販売しているとのことです。

(オ) その他

(自動車部品四輪)

ブラジルにおける生産部品は、四輪車用の排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社(ユタカ・ド・ブラジル・リミターダ)が製造し、主として本田技研工業のグループ会社であるHonda Automoveis do Brasil Ltda. に販売しているとのことです。

また、対象者グループは、第15次中期事業計画(2023年4月～2026年3月)において、「排気/制動部品・電動車部品を事業の柱とし、環境・社会に貢献する」を経営戦略に掲げ、電動化の基盤確立とアシストスツーツや小型モビリティフレームなどの新価値商品の仕込みを実施することで新たな事業の柱の構築に注力してきたとのことです。加えて、既存事業の本田技研工業及びそのグループ会社以外への販路の拡大と、モーターの製造販売を優先に事業構造の転換を図るとともに、ラインの効率化による製造コストの削減や省人化等、事業効率の追求により足元の事業の柱である既存排気/制動部品事業の収益を長期的に極大化することで継続的成長を目指してきたとのことです。

対象者グループを取り巻く事業環境は、近年、急速に移り変わっており、業界全体としては、「主要市場での自動車販売成長率の鈍化」や「自動車メーカー系列を超えた提携拡大」が見られることがあります。また、グローバルに目を向けると、「脱炭素社会に向けた自動車電動化へのシフト」の方向性は確実視される一方、北米や欧洲の地域においてはハイブリッド車や合成燃料車などの一部の内燃機関車の共存の可能性も示唆されるなど地域毎に多様性を増してきていることがあります。今後も対象者グループをとりまく環境は厳しく、こうした事業環境の変化に対応するため、対象者においては、更なる経営の機動性・柔軟性を確保するとともに、事業の統合や拠点の集約によるオペレーションの合理化、電気自動車向けの新製品の開発、自動車以外の事業向けの製品の開発、及びこれらを実現するための大型の研究開発投資拠点の合理化、新製品の開発、新規事業領域への展開、及び大型の研究開発投資等が急務であると認識しているとのことです。

マザーサンは、本取引の検討過程における対象者の経営陣との協議等を通じて、本取引を通じ以下のようなシナジーの創出が可能と考えております、それによって公開買付者を含むマザーサン・グループ及び対象者の事業の長期的な成長を実現できると考えております。

(ア) 内燃機関自動車の需要が引き続き見込まれる新興市場におけるマザーサン・グループの販路を活用した新規顧客の獲得

マザーサン・グループは、世界的な市場における売上高上位の自動車メーカーと取引関係を有しております、公開買付者はマザーサン・グループの顧客に対して対象者を紹介することが可能です。例えば、マザーサン・グループが拠点とする新興市場のインドにおいて、本取引後、公開買付者は、マザーサン・グループの顧客である日本やインドの自動車メーカーに対して、対象者が製造するモーター、プレス部品等の内燃機関向け部品を提案する機会を創出することが可能と考えております。既存市場のみでは事業の継続が危ぶまれる状況においても、対象者が現在保有する製品群をマザーサン・グループの販路を通じて内燃機関自動車の需要が引き続き見込まれる新興市場に展開することで、対象者の事業継続と成長が可能となると考えております。

(イ) マザーサン・グループが有するグローバル自動車メーカーとの取引関係を活用した、新興市場に限らない新規顧客の獲得

マザーサン・グループは、世界的な市場における売上高上位の自動車メーカーと長年にわたる取引実績を有しております、本取引後、これらの自動車メーカーに対して対象者の技術力や製品群を紹介することで、新興市場に限らず、グローバル市場における新規顧客の獲得が可能となります。マザーサン・グループによる本田技研工業のサプライヤーである八千代工業株式会社及び株式会社アツミテックの買収等の過去の買収事例においても、買収後、対象企業がマザーサン・グループによる顧客紹介を通じた新たな成長機会を得ていることから、本取引後対象者においても同様の成長機会を提供できると考えております。

(ウ) マザーサン・グループが有する製品ポートフォリオと対象者の設計・生産に関するノウハウを活用した、非自動車業界における顧客の追加ニーズの発掘及び製品の多角化

マザーサン・グループは、非自動車分野への多角化と成長を方針としており、現在は航空宇宙、家電、ヘルスケア及び医療の分野にも事業展開しています。これらの分野における顧客ニーズに対して、対象者が有する設計力(例:栃木R&Dセンターの設計技術)や生産技術(例:プレス加工、機械加工)を活用することで、新たな製品開発やソリューション提供が可能となると考えております。例えば、対象者が製造するモーターは、家電製品向けに応用可能であり、非自動車分野への製品多角化を通じて、対象者の事業基盤の強化と持続可能な成長が期待されます。

② マザーサンと対象者及び本田技研工業との協議

マザーサン・グループは、本田技研工業との間において、20年以上にわたり、相互に利益をもたらす取引関係を築いてまいりました。両社間の信頼と協力により維持された長期にわたる関係に基づき、両社は、本田技研工業の取引ネットワーク内における主要なサプライヤーの持続可能性及び成長を確保することを目的とした取組みを行っております。これらのサプライヤーは、内燃機関車両向け製品に大きく依存しており、伝統的にその販売の大部分が本田技研工業に向けられておりました。もっとも、これらのサプライヤーは、本田技研工業が2040年までに新車販売の全てをEV(電気自動車)及びFCV(燃料電池車)とする目標を発表したことを受け、急速に変化する自動車業界において将来の持続可能性を確保すべく、その販売製品及び顧客基盤を多様化する必要に迫られていると認識しております。

以上のような課題を踏まえ、マザーサン・グループは、本田技研工業の重要なサプライヤーを支援すべく、その専門知識と過去の実績を活かし、2024年にはマザーサン・グループに属する1社であるSMRP B.V.が本田技研工業から八千代工業株式会社の総議決権の81.00%を取得することにより八千代工業株式会社をSMRP B.V.の子会社とする取引、2025年にはマザーサン・グループが本田技研工業から株式会社アツミテックの総議決権の95.00%を取得することにより株式会社アツミテックをマザーサン・グループに属する1社とする取引等を実行いたしました。本田技研工業は、これらの取引を通じて、マザーサンが買収する対象企業の企業改革及び成長余地を真摯に検討し、実行に移すための財務基盤及び顧客基盤を有しているものと認識するに至り、マザーサンは、本田技研工業から、対象者が直面する世界的な脱炭素化の潮流における内燃機関製品の需要減少への対応といった課題を対処するための対象者の非公開化に向けた協力・検討の機会について打診を受けました。

マザーサンは、マザーサン・グループの更なる成長の実現及び企業価値の向上を図るには、業務提携で事業を補完し合うだけでなく、財務的にも利害関係を一致させ長期的に強固な関係を築く観点でマザーサン・グループと対象者が資本面で提携することが合理的な戦略であり、また、より多くのシナジーを創出していくためには、公開買付による対象者の子会社化を通じて、機動的な意思決定を行える体制を構築することが必要であると考えました。一方、マザーサンは、対象者を取り巻く自動車業界の環境に関して、世界的な脱炭素化の潮流により今後も内燃機関自動車からハイブリッド自動車及び電気自動車への急速なシフトが進行し、内燃機関製品の需要が減少すると見込んでおります。こうした事業環境の変化に対応するため、対象者においては、マザーサン・グループとのシナジー創出や拠点の集約によるオペレーションの合理化、電気自動車向けの新製品の開発、自動車以外の事業向けの製品の開発、及びこれらを実現するための大型の研究開発投資拠点の合理化、新製品の開発、新規事業領域への展開、大型の研究開発投資等が急務であると認識しており、マザーサンはこれらを推進するために、マザーサン・グループとの大規模協働が必須であると考えるに至りました。そして、かかる対象者との協働を達成するためには、公開買付者が対象者の上場を維持したまま対象者を子会社化し、対象者の既存株主の短期的な利益をも考慮しながら事業経営を行うのではなく、対象者株式を非公開化し、短期的な業績にとらわれない長期的な観点からの事業経営を行うことが最も合理的な選択であると結論付けました。なお、マザーサンは、対象者の非公開化を検討するにあたり、非公開化により対象者が資本市場を通じた資金調達手段を失うこと、顧客からの信用力低下の可能性並びに本田技研工業の連結子会社でなくなることといったデメリットについても検討いたしました。しかしながら、資本市場からの資金調達は投資家需要の範囲に限られること、また、仮に、日本の上場企業としての地位を失うことや本田技研工業の連結子会社でなくなることにより、顧客からの評価に影響が生じたとしても、業務改善を通じて顧客との関係強化が可能であると判断されることから、これらはいずれも重大なデメリットとはならないものと判断しております。このほかに、マザーサンにおいて具体的に検討したデメリットはございません。

そこで、マザーサンは、2024年10月11日付で、本田技研工業に対して、本取引に关心があり、初期的な協議の開始を希望する旨を伝達いたしました。そして、マザーサンは、2024年10月21日付で、本田技研工業より、マザーサンの申出を受け入れて、協議を開始することを了承する旨の連絡を受領し、2024年10月23日に、本田技研工業との間で、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを前提としたマザーサン・グループと対象者との協業の可能性、本取引に係る想定スケジュール、想定買収スキーム及びデュー・ディリジェンスの進め方について協議いたしました。マザーサン及び本田技研工業は、当該初期的な協議を通じて、対象者における、世界的な脱炭素化の潮流を背景とした事業環境の変化への対応の必要性、及び「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引を通じたマザーサン・グループと対象者のシナジー創出の可能性についての両社の認識を共有することができたため、マザーサンは、2024年11月8日付で、本田技研工業に対し対象者株式の取得に关心がある旨、想定する取引ストラクチャー、デュー・ディリジェンスの概要及び想定スケジュールを内容とする法的拘束力を持たない「Letter of Intent」(以下「2024年11月8日付意向表明書」といいます。)を提出し、これに対して本田技研工業より、2024年11月19日付で、本取引について前向きに検討を進みたい旨の連絡を受けたため、本田技研工業との間で本取引に関する本格的な協議を開始いたしました。

また、マザーサンは、本取引に関する検討を本格化するため、2024年12月上旬に、マザーサン・グループ、対象者及び本田技研工業から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、2025年2月上旬にリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を起用いたしました。

そして、マザーサンは、2024年12月下旬から2025年1月下旬にかけて、対象者から、対象者グループに関する初期的な情報の開示を受け、当該情報を用いた対象者グループについての初期的なデュー・ディリジェンスと事業シナジーの検討を開始しました。

その後のマザーサンと対象者の間の協議の経緯は、以下のとおりです。マザーサンは、2025年3月3日付で、対象者に対し、マザーサンが本公開買付価格を2,500円(2,500円は、当該提案がなされた2025年3月3日の前営業日である2025年2月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,970円に対して26.90%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,012円に対して24.25%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,997円に対して25.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,914円に対して30.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)として本取引を実施する意向を有していること、マザーサン・グループの概要、対象者の事業及び財務状況に係るマザーサンとしての理解、本取引のスキーム、2025年3月3日時点で提案する本公開買付価格、対象者の成長戦略、資金調達手段の想定、並びに、デュー・ディリジェンスへの協力の要請を内容に含む法的拘束力のない意向表明書(以下「2025年3月3日付意向表明書」といいます。)を提出しました。その後、マザーサンは、2025年6月5日、対象者より、デュー・ディリジェンスを受け入れる旨の連絡を受け、デュー・ディリジェンスの実施の準備を開始しました。一方で、マザーサンは、2025年7月10日付で、対象者より、2025年3月3日付意向表明書において提案された本公開買付価格(2,500円)は、対象者の収益力に基づく本源的価値を考慮すると、対象者が想定する価格を大きく下回るため、公開買付価格の再検討及び再提示を要請することを内容とする回答書を受領しました。マザーサンは、引き続き本取引の検討を継続していたところ、2025年7月18日付で、対象者に対して、対象者の事業規模及び利益水準が前年度よりも低下しているにもかかわらず対象者株式の市場株価は2025年3月3日付意向表明書の提出時から約30%上昇しており、これ以上交渉が長期化した場合の更なる株価の上昇により、本取引の実行が困難となることを避けるため、本取引の検討を加速化する必要があること、及び、対象者が想定している公開買付価格が不明確である旨の回答、並びに本取引に関する検討やマザーサンによるデュー・ディリジェンスへの更なる協力を要請しました。また、マザーサンは、2025年7月3日から8月8日にかけて、対象者グループ各社へのインタビューセッションを含む法務・財務・税務分野を中心としたデュー・ディリジェンスを本格的に実施しました。そのような中、マザーサンは、2025年7月28日付で、対象者から、本公開買付価格を3,250円に増額するよう要請すること等を内容とする書簡を受領しました。その後、マザーサンは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、2025年8月12日付で、対象者に対し、マザーサンが本公開買付価格を2,875円(2,875円は、当該提案がなされた2025年8月12日の前営業日である2025年8月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,875円に対して25.19%のプレミアム率を考慮して算出した価格です。)として本取引を実施する意向を有していること、マザーサン・グループの概要、対象者の事業及び財務状況に係るマザーサンとしての理解、本取引のスキーム、2025年8月8日時点で提案する本公開買付価格、対象者の成長戦略、資金調達手段の想定、並びに、デュー・ディリジェンスへの協力の要請を内容に含む法的拘束力のない意向表明書(以下「2025年8月8日付意向表明書」といいます。)を提出しました。

ンダード市場における対象者株式の終値2,640円に対して8.90%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,639円に対して8.94%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,608円に対して10.24%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,362円に対して21.72%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額して本取引を実施する意向を有している旨の法的拘束力のない意向表明書(以下「2025年8月12日付意向表明書」といいます。)を提出しました。これに対し、マザーサンは、対象者から、2025年8月13日付で、本公開買付価格を3,150円に増額するよう要請することを内容とする書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025年8月14日付で、対象者に対し、本公開買付価格を2,925円(2,925円は、当該提案がなされた2025年8月14日の前営業日である2025年8月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,771円に対して5.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,656円に対して10.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,624円に対して11.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,376円に対して23.11%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額する旨の書簡を提出しました。その後、マザーサンは、対象者から、2025年8月15日付で、本公開買付価格を3,100円に増額するよう要請することを内容とする書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025年8月18日付で、対象者に対し、本公開買付価格を2,975円(2,975円は、当該提案がなされた2025年8月18日の前営業日である2025年8月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,759円に対して7.83%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,669円に対して11.46%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,635円に対して12.90%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,385円に対して24.74%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額する旨の書簡を提出しました。その後、マザーサンは、対象者から、2025年8月20日付で、本公開買付価格を3,075円に増額するよう要請することを内容とする書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025年8月22日付で、対象者に対し、本公開買付価格を3,000円(3,000円は、当該提案がなされた2025年8月22日の前営業日である2025年8月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,810円に対して6.76%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,702円に対して11.03%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,657円に対して12.91%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,415円に対して24.22%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額する旨の書簡を提出しました。その後、マザーサンは、対象者から、2025年8月25日付で、本公開買付価格を3,050円に増額するよう要請することを内容とする書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025年8月26日付で、対象者に対し、最終提案として、本公開買付価格を3,024円(3,024円は、当該提案がなされた2025年8月26日の前営業日である2025年8月25日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,865円に対して5.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,733円に対して10.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,667円に対して13.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,426円に対して24.65%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額する旨の書簡を提出しました。これに対して、マザーサンは、2025年8月27日に、対象者より、本公開買付価格が対象者株式の市場価格を下回らないことを条件として、当該提案を応諾する旨の回答を受けました。

他方、上述の2024年12月下旬から2025年1月下旬に開始した初期的なデュー・ディリジェンスと事業シナジーの検討の実施後における、マザーサンと本田技研工業の間の協議の経緯は、以下のとおりです。マザーサンは、2025年2月17日、本田技研工業に対して、本取引においてマザーサンが本田技研工業及び対象者の株主の皆様に対して支払う対価の総予算を踏まえ、本田技研工業からの対象者株式の取得を本自己株式取得の方法で行うことにより、本田技研工業において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くするという枠組みを提案しました。これに対し、本田技研工業は、2025年2月24日、マザーサンに対して、本取引においてマザーサンが支出する総予算について増額の可能性を検討するよう要請しました。なお、この時点においては、具体的な本自己株式取得価格の金額については、提案は行われておりませんでした。マザーサンによる対象者に対する2025年3月3日付意向表明書の提出後、対象者株式の市場株価がその提出時から約30%上昇していたところ、マザーサンは、対象者から本公開買付価格を増額させるよう要請を受ける可能性があることを想定し、2025年7月上旬より、本田技研工業との間で、かかる場合における本自己株式取得価格の決定方法について協議を行いました。そして、マザーサンは、上述のとおり、2025年7月10日付で、対象者から本公開買付価格の再検討及び再提示の要請を受けたことを踏まえ、2025年8月7日、本田技研工業との間で協議を行い、本取引においてマザーサンが支出する総予算を増額させることについて合意し、引き続き本自己株式取得価格をいかなる金額とするかについて検討を行うこととしました。そして、2025年8月28日、マザーサン及び本田技研工業は、2025年8月27日にマザーサンが本公開買付価格を3,024円とすることの最終提案が対象者から応諾されたことを踏まえ、本自己株式取得価格は、1株あたり1,470円とすることについて合意しました。なお、かかる金額を合意するに際しては、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることを基準としております。そのため、本田技研工業が、対象者の少数株主の皆様に比して利益を得るものではありません。

また、本田技研工業は、対象者の子会社である新日工業株式会社の株式を保有しているところ(2026年2月6日時点における新日工業株式会社の発行済株式総数は200,000株であり、そのうち、対象者が124,000株(議決権保有割合：62.00%)を、本田技研工業が22,000株(議決権保有割合：11.00%)を保有しております。)、公開買付者は、対象者の非公開化後、できる限り早期に新日工業株式会社の株式を取得し、同社の経営に関与し、マザーサン・グループとのシナジーを実現すべく、本田技研工業から、本株式併合によるスクイーズアウト手続の完了後実務上可能な限り速やかに、同社が保有する新日工業株式会社の株式をマザーサン・グループに対して譲渡することについて提案し、本基本契約においてその旨を合意しております。なお、かかる新日工業株式会社の株式の譲渡は、上記の目的で実施されるものであるところ、本田技研工業からの本自己株式取得とは独立して検討されたものであり、本田技研工業が保有する対象者株式の対価又は本公開買付けへの応募の対価を提供するものではないため、均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

対象者のインドの子会社であるYutaka Autoparts India Private Ltd. (以下「YAI」といいます。)は、本田技研工業の子会社であるHMSIから、インド法規制への対応のため工場を拡張する必要性が生じたことを背景として要請を受け、HMSIとの間でYAI及びHMSIが別途合意するタイミング(2026年2月末頃を予定)で、YAIが所有するラジャスタン州アルワル地区タプカラ所在の土地の一部をHMSIに対して売却する旨を合意しているとのことですが、当該土地譲渡に係る取引は、本田技研工業からの本自己株式取得とは独立して検討されたものであり、かつ、当該取引に係る売却取引の単価は、第三者機関から取得したレポートに記載の金額を基準として、HMSIとYAIの価格交渉の結果として妥結されたものであり、本田技研工業が本取引に際して対象者の少数株主に比して特別な利益を得るような態様で行われるものではないとのことです。したがいまして、当該土地譲渡に係る取引は、本田技研工業が保有する対象者株式の対価又は本公開買付けへの応募の対価を提供するものではないため、均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、対象者がYAIの株式を保有しているところ、インドの外資規制上、公開買付者が本公開買付けにより対象者の株式を取得する場合には、インド当局の承認が必要になります。公開買付者は、インドの現地法律事務所より、かかるインド当局の承認が必要となる場合、当該承認の取得に必要な期間を予想することは困難である一方、本公開買付けの決済の開始よりも前にYAIの株式の譲渡を行う場合には、当該インド当局の承認は不要となる旨の助言を受けております。公開買付者は、かかる承認取得の手続により本公開買付けを含む一連の取引の実行の確実性に影響が生じることを避けるべく、本公開買付けの成立後、決済の開始日までにYAIの株式の譲渡を実行

することについて提案し、本基本契約においてその旨を合意しております。

以上の取引についての詳細は、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本基本契約」をご参照ください。

そして今般、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2026年2月6日までに、本前提条件がいずれも充足されたことを確認したことから、同日、本公開買付けを2026年2月9日より開始することを決定いたしました。

③ 対象者における意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

(i) 検討体制の構築の経緯

対象者は、2024年11月12日、本田技研工業より、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② マザーサンと対象者及び本田技研工業との協議」に記載のとおり、マザーサンが本田技研工業に対して提出した、対象者株式の取得に関心がある旨の2024年11月8日付「Letter of Intent」(2024年11月8日付意向表明書)の写し、及び本田技研工業がこれを受けて作成した本取引に関する検討を依頼する書簡を受領したため、対象者の企業価値向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、本田技研工業よりマザーサンが本取引を前向きに検討する意思を有している旨の伝達を受けた2024年11月19日から2025年8月29日現在に至るまで、公開買付者を含むマザーサン・グループは対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当いたしませんが、(ア)本田技研工業は、2025年8月29日現在に至るまで、対象者株式を10,322,000株(所有割合：69.66%)所有していること、並びに(イ)2024年11月8日付意向表明書によれば、その提出時点では、本取引の取引対象の範囲及びストラクチャーについて、追って本田技研工業や対象者と協力の上で検討するものとされていたこと等から、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当する潜在的な可能性があることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保する観点から、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年11月13日開催の取締役会決議により、(i)本取引の目的が対象者の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるか否か、(ii)本公開買付けにおける公開買付価格その他の本取引の条件の妥当性、(iii)本取引に至る交渉過程等の手続の公正性、(iv)(i)乃至(iii)を踏まえ、本取引についての決定が対象者の少数株主にとって不利益でないか否か、並びに(v)((i)乃至(iv)を踏まえた結論として)本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することが妥当か否かについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること(以下これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を目的として、森田幸光氏(対象者独立社外取締役)、内田優子氏(対象者独立社外取締役)、鈴木祐介氏(対象者独立社外監査役)、仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)及び長谷川臣介氏(公認会計士兼税理士、長谷川公認会計士事務所)の5名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置したことです(本特別委員会の構成、付与された権限並びに検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。なお、委員である仁科秀隆氏及び長谷川臣介氏は、対象者の取締役ではありませんが、両氏の専門性及び過去の同種事案における経験等を勘案の上、本特別委員会の委員への就任を打診したことです。

また、対象者は、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者並びに本取引から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社三菱UFJ銀行(以下「MUFG」といいます。)、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所、第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)をそれぞれ2024年11月21日、同年10月31日、2025年3月28日に選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けたとのことです。なお、対象者は、MUFGについて、従前より銀行取引を行っている中で、この度フィナンシャル・アドバイザーへの就任を打診し、また、長島・大野・常松法律事務所及びプルータスについては、MUFGの紹介により、リーガル・アドバイザー又は第三者算定機関への就任をそれぞれ打診したとのことです。また、本取引に係るMUFGに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりMUFGを対象者の独立したフィナンシャル・アドバイザーとして選任しているとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

その上で、対象者は、プルータスから対象者株式の価値算定結果に関する報告、MUFGからマザーサンとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、長島・大野・常松法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、対象者グループを取り巻く事業環境及び対象者グループの事業の状況、本取引の意義・目的、本取引が対象者に与える影響並びに本取引後の経営方針の内容等を踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、2025年3月3日、マザーサンから、本田技研工業が対象者に対して実施したベンダーデュー・ディリジェンス及びマザーサンが対象者に対して実施したビジネス・デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた2025年3月3日付意向表明書を受領したとのことです。2025年3月3日付意向表明書において提案された本公開買付価格である2,500円は、当該提案がなされた2025年3月3日の前営業日である2025年2月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,970円に対して26.90%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,012円に対して24.25%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,997円に対して25.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,914円に対して30.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。対象者は、2025年3月3日付意向表明書の記載内容の詳細や背景等について確認するためマザーサンとの間で書面でのやりとりを行うとともに、当該提案価格を含む2025年3月3日付意向表明書の内容について、MUFG及び長島・大野・常松法律事務所からの助言並びに本特別委員会の意見も踏まえながら、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から慎重に検討を行ったとのことです。かかる検討の結果、当該提案価格は、対象者の収益力に基づく本源的価値が十分に反映されておらず、また、2025年3月3日付意向表明書を受領以降に上昇した対象者の足下の市場株価を下回るものであることを踏まえると、対象者の少数株主に対し本公開買付けに応募を推奨できる水準ではないと判断し、2025年7月10日付で、マザーサンに対して公開買付価格の再検討及び再提示を要請したとのことです。これに対し、同月18日、マザーサンは、対象者の事業規模及び利益水準が前年度よりも低下しているにもかかわらず対象者株式の市場株価は2025年3月3日付意向表明書の提出時から約30%上昇しており、これ以上交渉が長期化した場合の更なる株価の上昇により、本取引の実行が困難となることを避けるため、本取引の検討を加速化する必要があること、及び、対象者が想定している公開買付価格が不明確である旨の回答、及び本取引に関する検討やマザーサンによるデュー・ディリジェンスへの更なる協力の要請を行いました。これを受け、本取引を早期に実現するため合理的な限度で検討を加速化する必要性は対象者としても同意するところであり、そのためには対象者側から具体的な価格を提示することが有益と考えたことから、2025年3月3日付意向表明書の受領以後、継続して検討していた対象者の本源的価値、現時点の経済状況、市場動向、及び対象者を取り巻く他の経営環境を踏まえて適正価格について検討し、同月28日、マザーサンに対して、本公開買付価格を3,250円に増額するよう要請したとのことです。そして、対象者は、2025年8月12日、マザーサンから、本田技研工業が対象者に対して実施したベンダーデュー・ディリジェンス及びマザーサンが対象者に対して実施した一連のデュー・ディリジェンスの結果を踏まえた2025年8月12日付意向表明書を受領したとのことです。2025年8月

12日付意向表明書において提案された本公開買付価格である2,875円は、当該提案がなされた2025年8月12日の前営業日である2025年8月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,640円に対して8.90%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,639円に対して8.94%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,608円に対して10.24%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,362円に対して21.72%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。これに対し、対象者は、同月13日、マザーサンに対し、より多くの一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格を3,150円に増額するよう要請したことです。対象者は、同月14日、マザーサンから、対象者からの上記の要請を踏まえ、本公開買付価格を2,925円とする提案を受領したことです。当該書簡において提案された本公開買付価格である2,925円は、当該提案がなされた2025年8月14日の前営業日である2025年8月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,771円に対して5.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,656円に対して10.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,624円に対して11.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,376円に対して23.11%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。これに対し、対象者は、同月15日、マザーサンに対し、より多くの一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格を3,100円に増額するよう要請したことです。そして、対象者は、同月18日、マザーサンから、対象者からの上記の要請を踏まえ、本公開買付価格を2,975円とする書簡を受領したことです。当該書簡において提案された本公開買付価格である2,975円は、当該提案がなされた2025年8月18日の前営業日である2025年8月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,759円に対して7.83%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,669円に対して11.46%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,635円に対して12.90%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,385円に対して24.74%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。これに対し、対象者は、同月20日、マザーサンに対し、より多くの一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格を3,075円に増額するよう要請したことです。そして、対象者は、同月22日、マザーサンから、対象者からの上記の要請を踏まえ、本公開買付価格を3,000円とする書簡を受領したことです。当該書簡において提案された本公開買付価格である3,000円は、当該提案がなされた2025年8月22日の前営業日である2025年8月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,810円に対して6.76%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,702円に対して11.03%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,657円に対して12.91%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,415円に対して24.22%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。これに対し、対象者は、同月25日、マザーサンに対し、より多くの一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格を3,050円に増額するよう要請したことです。そして、対象者は、同月26日、マザーサンから、対象者からの上記の要請を踏まえ、最終提案として、本公開買付価格を3,024円とする書簡を受領したことです。当該書簡において提案された本公開買付価格である3,024円は、当該提案がなされた2025年8月26日の前営業日である2025年8月25日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,865円に対して5.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,733円に対して10.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,667円に対して13.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,426円に対して24.65%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。これに対し、対象者は、同月27日、同日現在の対象者の経営環境、市場動向、その他の経済状況を踏まえると、当該最終提案における本公開買付価格は、対象者株式の株価を下回らない限り、対象者の少数株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するに足りる公正かつ合理的なものであり、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提の下、本公開買付価格を3,024円とする旨の提案を受諾する旨を回答したことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、隨時、対象者や対象者のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってきたとのことです。具体的には、まず、対象者がマザーサンに対して提示し、プルータスが対象者株式の価値算定において基礎とする対象者の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けたとのことです。また、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるMUFGは、マザーサンとの交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、マザーサンから本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、マザーサンとの交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っているとのことです。

そして、対象者は、2025年8月29日付で、本特別委員会から、答申書(以下「2025年8月29日付答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(2025年8月29日付答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。

(iii) 判断内容

以上の経緯の下、対象者は、2025年8月29日開催の対象者取締役会において、2025年8月28日付でブルータスから提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)、MUFGから受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言の内容を踏まえつつ、2025年8月29日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、以下のとおり、対象者としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

上記「② マザーサンと対象者及び本田技研工業との協議」に記載のとおり、世界的な脱炭素化の潮流により今後も内燃機関自動車からハイブリッド自動車及び電気自動車への急速なシフトが進行し、内燃機関製品の需要が減少することが見込まれており、こうした事業環境の変化に対応するため、対象者においては、更なる経営の機動性・柔軟性を確保するとともに、事業の統合や拠点の集約によるオペレーションの合理化、電気自動車向けの新製品の開発、自動車以外の事業向けの製品の開発、及びこれらを実現するための大型の研究開発投資拠点の合理化、新製品の開発、新規事業領域への展開、及び大型の研究開発投資等が急務であると認識しているとのことです。もっとも、このような抜本的な改革を推進することにより、中・長期的にみれば対象者の企業価値向上が期待できるものの、継続的・長期的な投資が必要となることに加え、特に新たなビジネスを創造する上では、事業遂行上の不確定リスクも存在するため、短期的には対象者グループの収益及びキャッシュフローに悪影響を与える可能性があると考えているとのことです。こうした改革を対象者が上場を維持したまま実施すれば、短期的には資本市場からの十分な評価が得られず、株価の下落といったマイナスの影響が生じ、対象者の少数株主に不利益を与える可能性を否定できないと考えているとのことです。本取引により対象者が非公開化することで、短期的な業績にとらわれない中・長期的な視点での取り組みが可能になるとともに、経営資源の活用や意思決定の柔軟性及びスピードの迅速化を実現することができると考えているとのことです。

対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりとのことです。

① 取引顧客拡大の実現

対象者グループは、排気/制動部品と新しい事業である電動車部品を事業の柱とすることを目指しているとのことです。将来戦略として、排気/制動部品の収益性の追求と販路拡大を実現することで、電動車部品事業への投資を加速して新しい市場を開拓、電動化時代をリードする事を掲げているとのことです。

その中で対象者は本田技研工業との長期的な取引を背景に高い技術力及び高い品質を保有していると自負している一方で、販売先について本田技研工業への依存度が高く、以下の対応が重要課題と認識しているとのことです。

- (i) 将来的な自動車市場の電動化への転換に伴い排気部品及び駆動部品といった内燃機関部品の需要が減少する中で新規顧客獲得により収益力を維持拡大すること
- (ii) 新規事業である電動車部品において本田技研工業との取引で培った排気/駆動/制動部品及び自動車モーター部品の開発/製造技術を活用し新しい市場を開拓すること

マザーサン・グループは、世界44か国に400以上の拠点を有しており、自動車部品業界におけるバックミラー、ワイヤーハーネス(注7)、成型プラスチック部品、バンパー、燃料タンク、ダッシュボード、ドアトリム(注8)、HVACシステム(注9)、サンルーフなどを含む完全モジュール、自動車及び産業用途向けゴム部品、高精度加工金属部品、並びにインジェクション成型ツールなどの製品分野において、世界各国のOEMとの取引を保有しております。このようなマザーサン・グループが保有する世界的な顧客ネットワークの活用、更に現在対象者グループが参入していない欧州市場への新規参入により対象者が目指している排気/制動部品、また電動車部品の販路拡大及び収益力の拡大を実現し対象者グループの企業価値の向上を実現することが可能と考えているとのことです。

- (注7) 「ワイヤーハーネス」とは、電源供給や信号通信のために用いられる複数の電線を束にして集合部品としたものをいいます。
- (注8) 「ドアトリム」とは、車両のドアの内側に取り付けられる内装パネルをいいます。
- (注9) 「HVACシステム」とは、暖房(Heating)、換気(Ventilation)、空調(Air Conditioning)といった車内の空調を制御するコンポーネントをいいます。

② 新価値商品創造の多角化

対象者は、自動車部品製造で培った製品開発技術、プレス技術、接合技術、機械加工技術や熱処理技術を活用してBELT POWER X(注10)、M-BASE(注11)や風力発熱システム(注12)など既存事業にとらわれない新価値商品の創造を目指しているとのことです。

マザーサン・グループは、新興事業部門を保有し、照明・エレクトロニクス、精密金属などの自動車業界、また航空宇宙、物流ソリューション、ヘルスケア・医療などの非自動車業界の事業をサポートしております。本取引により対象者が保有する開発力及び技術力をマザーサン・グループが保有する新興事業と融合することで新たな新価値商品の可能性を見出すことができると考えているとのことです。

- (注10) 「BELT POWER X」とは、対象者が開発した作業アシスト装具をいいます。
- (注11) 「M-BASE」とは、対象者が開発した次世代小型モビリティ向け汎用フレームをいいます。
- (注12) 「風力発熱システム」とは、対象者が現在研究開発中の再生可能エネルギーである「風力」を直接熱に変換し、住宅に設置して暖房や給湯に利用することができる創エネ製品をいいます。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとして、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、②知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが挙げられるとのことです。しかしながら、①については、本取引によって、マザーサンの信用力を背景として適宜最適な資金調達手段が活用可能となること、②については、対象者は長らく上場企業として事業を営んでおり、取引先との関係でも既に十分な知名度や社会的信用を有していることに加え、本取引の実行後はマザーサン・グループのネットワークを活用した人材採用も可能となることから、上場廃止による影響は限定的であると考えられ、非公開化により期待されるメリットは、非公開化を行うことによるデメリットを上回るものと判断したとのことです。また、本取引後も、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本株主間契約」の「(i) 対象者株式譲渡後の対象者の運営」に記載のとおり、本田技研工業と対象者の間の資本関係は引き続き存続すること、及び主要顧客である本田技研工業と対象者の間の取引関係についても取引額の大幅な縮減その他の悪影響が生じることはないものと見込まれることから、対象者がマザーサン・グループに包含されることによるデメリットとして重大なものは見当たらないとのことです。

また、(i)本公開買付価格(3,024円)が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」に記載のとおり、プルータスから取得した本株式価値算定書において、市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、かつDCF法による算定結果のレンジの中央値を上回る金額であること、(ii)経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である2019年6月28日以降に公開買付けが公表され成立した同種事例(第三者による他社子会社への公開買付けの事例。ただし、自己株式の公開買付け、ディスカウントの公開買付け及びMBOを除く。)35件におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値に対して28.71%、直近1ヶ月間の平均終値に対して30.65%、直近3ヶ月間の平均終値に対して37.31%、直近6ヶ月間の平均終値に対して39.28%)と比して、必ずしも高い水準にあるとまでは言えないものの、終値は前営業日の直近6ヶ月において1,997円から2,843円まで42.36%上昇しており、対象者株式の株価が上昇局面にあることを考慮すると対象者株式の直近の株価のみで検討するよりもより長期間の平均値を考慮して検討することは不合理とは言えず、直近6ヶ月間の平均終値に照らした本公開買付価格のプレミアム水準について、合理性が認められると判断できること、(iii)本公開買付価格は、2008年1月4日以降の期間における終値の最高値を上回っており、対象者の一般株主が一定の利益を享受できる水準のプレミアムが付されていること、(iv)本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が取られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v)上記利益相反を回避するための措置が取られた上で、対象者とマザーサンとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたこと、(vi)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータスから、本公開買付価格は対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨のフェアネス・オピニオンを取得していること等を踏まえ、対象者は、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したことです。

なお、本公開買付価格は、対象者の2025年6月30日現在の簿価純資産である101,021百万円を、自己株式控除後の発行済株式総数(14,818,051株)で割ることにより算出した1株当たり純資産額である6,817円(小数点以下を四捨五入しております。)のディスカウント)を下回っておりますが、対象者グループが日本のみならず海外8か国に10拠点を有し、各地において棚卸資産、機械設備、工場用の不動産等を所有しており、また2025年3月31日時点での4,726人の従業員を擁していることから、資産売却等の困難性や清算に伴う資産処分費用や退職金等の相当な追加コストの発生等を考慮すると、仮に対象者が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれることです(ただし、対象者は清算を予定しているわけではないため、見積書の取得や具体的な試算等は行っていないとのことです。)。また、純資産額は、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、2025年8月29日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年8月29日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

その後、2025年12月17日、対象者は、公開買付者から、本競争法許認可等の取得時期の見込みを踏まえて、本前提条件が充足されること(又は公開買付者により放棄されること)を前提として、本公開買付けを2026年1月末頃から開始することを予定している旨の連絡を受け、2026年1月7日、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年8月29日付で対象者取締役会に対して提出した2025年8月29日付答申書に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。そして、その後、2026年1月30日、対象者は、公開買付者から、2026年1月29日をもって、本競争法許認可等の取得が全て完了した旨及び2026年1月30日時点において、2026年2月上旬を目途に、本公開買付けを開始することを見込んで準備を進めている旨の連絡を受けたとのことです。本特別委員会は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「B. 本追加答申書」の「(ii) 判断内容」に記載のとおり、2025年8月29日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年8月29日以後、2026年2月5日までの事情を勘案しても2025年8月29日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年2月5日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記の答申内容を変更する必要はないものと考える旨の本追加答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された本追加答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年2月6日現在においても、2025年8月29日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないとの判断したとのことです。

以上より、対象者は、2026年2月6日開催の取締役会において、対象者の取締役(合計8名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記の各対象者取締役会における決議の方法は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

④ 本公開買付け後の経営方針

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、(i) 対象者が、本公開買付けの終了後から公開買付けの決済開始前までの間に、自らが保有する、対象者の子会社であるYAIの株式をマザーサン・グループに対して譲渡すること、(ii) 本株式併合を通じて、対象者の株主を本田技研工業及び公開買付者のみとすること、(iii) マザーサン・グループが、本株式併合によるスクイーズアウト手続の完了後実務上可能な限り速やかに、本田技研工業から、同社が保有する、対象者の子会社である新日工業株式会社の株式を譲り受けること、(iv) 本自己株式取得を実行時の対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、本自己株式取得を実行するための資金を確保することを目的として、対象者に対する貸付けによる本資金提供を実施すること、及び対象者が本自己株式取得に必要となる分配可能額を確保するために本減資等を行うこと、並びに、(v) 対象者において、本自己株式取得を実施することを通じて、最終的に公開買付者が対象者を連結子会社化することを予定しております。

また、マザーサンは、マザーサン・グループの経営理念である「Globally Local」に従い、グループ全体としてグローバルな規模で事業を展開しながら、各子会社が各地域のニーズに合わせたサービスを提供することを志しているため、現時点においては、本公開買付け後に対象者の経営体制につき大きな変更は予定しておらず、既存の経営陣の役割と責任に係る大きな変更は考えておりませんが、具体的な経営体制については、本公開買付けの完了後に検討する予定です。本公開買付け後、マザーサンは、対象者とマザーサン・グループの円滑な統合と対象者の事業計画策定を支援することを想定しています。

なお、マザーサンは、本基本契約において、対象者の従業員に関して、本取引後も当面の間、原則として、雇用条件を従業員にとって不利に変更することなく雇用を継続することを合意しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者が本公開買付けの実施を決定した2025年8月29日現在及び本書提出日現在のいずれにおいても、公開買付者を含むマザーサン・グループは対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者を含むマザーサン・グループに直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当いたしません。もっとも、マザーサンは、2025年8月29日付で、対象者を連結子会社とする主要株主兼筆頭株主である本田技研工業(本書提出日現在において、対象者株式10,322,000株(所有割合：69.66%)を所有)との間で本基本契約を締結することを鑑み、本田技研工業と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、以下の①から④までの措置を実施いたしました。

なお、マザーサンは、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本田技研工業が対象者株式10,322,000株(所有割合：69.66%)を所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりませんが、以下の①から④までの措置が講じられていることから、対象者の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及びマザーサン・グループとの関係

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して、対象者株式の株式価値の算定及び本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の意見書の提出を依頼し、2025年8月28日付で、本株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)をそれぞれ取得したとのことです。プルータスは、マザーサン・グループ及び本田技研工業の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

本特別委員会は、対象者が選任した第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、本特別委員会において確認しているとのことです。

(ii) 算定の概要

プルータスは、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて対象者の株式価値の算定を行い、本特別委員会は2025年8月28日付でプルータスから本株式価値算定書を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：2,448円から2,843円

DCF法：2,445円から3,228円

市場株価法では、2025年8月28日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値2,843円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,756円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,680円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,448円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,448円から2,843円までと算定していることです。

DCF法では対象者がプルータスに提供した対象者の2026年3月期から2028年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)、直近までの業績の動向に基づき、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,445円から3,228円までと算定していることです。

なお、プルータスがDCF法に用いた本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれていることです。具体的には、営業利益について、内燃機関部品の販売数の減少により、2027年3月期においては対2026年3月期比で大幅な減益を見込んでいます。また、フリー・キャッシュ・フローについては、売上高が減少に転じたことによる運転資本の減少により、2027年3月期においては対2026年3月期比で大幅な増加を見込んでいます。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないことです。

(注1) プルータスは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の役職員(ただし、マザーサン・グループから独立した者に限ることです。)による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としていることです。ただし、プルータスは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回のインタビューを行いその内容を分析及び検討していることです。また、下記「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本事業計画については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認していることです。

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2025年8月28日付で、プルータスから、本公開買付価格である1株当たり3,024円は対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得していることです。本フェアネス・オピニオンは、対象者が作成した本事業計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり3,024円が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータスが、対象者から、対象者の事業の現状、本事業計画等の開示を受けるとともに、それに関する説明を受けた上で実施した対象者の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内での対象者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されていることです(注2)。

(注2) プルータスは、本フェアネス・オピニオンを作成するにあたって対象者から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに対象者から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としており、また、その正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではないため、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。

プルータスは、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた本事業計画その他の資料が、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではないことです。

プルータスは、法律、会計又は税務の専門機関ではないため、本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもないことです。

プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらについていかなる評価書や鑑定書の提出も受けていないため、対象者及びその関係会社の支払能力についての評価も行っていないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものであるため、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではないため、プルータスは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。

プルータスは、対象者への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有していないため、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにプルータスに供され又はプルータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものであり、今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータスはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、長島・大野・常松法律事務所は、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、長島・大野・常松法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬(いわゆるタイムチャージ)のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性に問題がないことを、本特別委員会において確認しているとのことです。

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

A. 2025年8月29日付答申書

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2024年11月13日に開催された取締役会における決議により、対象者、本田技研工業及びマザーサン・グループから独立した森田幸光氏(対象者独立社外取締役)、内田優子氏(対象者独立社外取締役)、鈴木祐介氏(対象者独立社外監査役)、仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)及び長谷川臣介氏(公認会計士兼税理士、長谷川公認会計士事務所)の5名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、対象者の社外監査役の一宮勇治氏については、対象者の親会社である本田技研工業出身であり、対象者の特別委員会規程において特別委員会を構成する委員の要件として定めている独立社外取締役及び社外監査役(親会社出身者を除く。)に該当しないため、本特別委員会の委員として選出していないとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として鈴木祐介氏が選定されているとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されていないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、仁科秀隆氏及び長谷川臣介氏は、対象者の取締役又は監査役ではございませんが、対象者は、仁科秀隆氏及び長谷川臣介氏が、多数のM&A案件に関与した経験を有することを理由として、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しているとのことです。

その上で、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、取締役会における決議により、本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。

また、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、(i)本公開買付けに対するに関する対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の答申を最大限尊重しなければならないこと及び、(ii)本取引の条件のうち妥当でないと評価される可能性のある事項がある場合には、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引の条件に関する交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して指示や要請を行うことを決議しているとのことです。

(ii) 検討等の経緯

本特別委員会は、2024年11月26日から2025年8月29日までの間に全24回の日程で開催され、全ての委員会について委員全員が参加(分割開催となった会合を含みます。)した上で、本諮問事項に関する審議を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、(i)MUFGの作成に係る、本公開買付けを含む本取引全体の検討状況に関する資料、(ii)本事業計画、本事業計画の策定の前提となる考え方に関する説明資料及び本事業計画の検証のための参考となる資料、(iii)本株式価値算定書その他の対象者株式の価値算定に関する資料及び本フェアネス・オピニオン、(iv)本取引の実施や本公開買付価格の交渉に関する一連の資料、(v)2025年8月29日付対象者プレスリリース及び公開買付者による本公開買付けの開始予定に関する開示資料、(vi)本基本契約、(vii)本公開買付価格に係るプレミアムに関する検討資料並びにその他の本特別委員会において配布された各種資料を検討したとのことです。

また、本特別委員会は、本諮問事項につき検討するため、本取引に関し、対象者から、対象者における対象者の事業に関する現状認識や、本事業計画の内容(アップデートがされた場合におけるアップデートの必要性及び合理性を含みます。)、本取引が対象者に与える影響についての説明を聴取したとのことです。さらに、本特別委員会は、本取引の目的の合理性を検討するため、本田技研工業から本取引の目的についての説明を聴取したほか、公開買付者に対しても質問書を送付し、これに対する回答を得たとのことです。加えて、本特別委員会は、本取引の取引条件の妥当性を検討するため、プルータスに対してヒアリングを実施し、対象者株式の株式価値算定の方法及び評価プロセス並びに株式価値算定に関する考察過程について詳細な説明を受けているとのことです。

さらに、本特別委員会は、本取引に係る手続の公正性を検討するため対象者のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引のスキーム、本基本契約の内容、対象者において採用されている利益相反回避措置の内容その他の手続の公正性に関する助言を得たとのことです。

このほか、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件に関する交渉経緯については、対象者、本田技研工業及び公開買付者の交渉状況を含め、MUFG及び対象者から本特別委員会に対して詳細な説明が行われたとのことです。本特別委員会からも当該説明の都度、交渉に関して意見を述べることで、公開買付者との交渉に主体的に関与しているとのことです。

また、本特別委員会は、本取引についての公正性を担保するため、本取引に係る対象者のアドバイザーの独立性についても検証し、確認を行っているとのことです。まず、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所については、同法律事務所が対象者、マザーサン・グループ及び本田技研工業の関連当事者に該当せず、本取引に重要な利害関係を有していないこと、専門性が認められること、並びにその報酬に成功報酬制が採用されていないことを確認し、アドバイザーとして承認したとのことです。次に、第三者算定機関であるプルータスについては、同社が対象者、マザーサン・グループ及び本田技研工業の関連当事者に該当せず、本取引に重要な利害関係を有していないこと、専門性が認められること、並びにその報酬に成功報酬制が採用されていないことを確認し、アドバイザーとして承認したとのことです。続いて、フィナンシャル・アドバイザーであるMUFGについては、(i)同社が対象者、マザーサン・グループ及び本田技研工業に対して通常の銀行取引を行っている旨、(ii)本取引に関しては本取引に関与する部署と銀行取引を行っている部署とで情報遮断措置を講じている旨、並びに(iii)同社の報酬については成功報酬が含まれる旨の説明(成功報酬の割合の説明を含みます。)を聴取したとのことです。その上で、(i)については、MUFGが銀行業を営む会社であることからすれば不自然なことではなく、また同社の企業規模からみると、これらは重要な利害関係に該当しないと判断したとのことです。さらに(iii)についても、一般的に成功報酬の割合が増えるとM&Aの成否に関するバイアスがかかるという議論もあり得るもの、①フィナンシャル・アドバイザーに対する報酬について相応の割合での成功報酬が含まれるのは、日本における同種の取引では一般的な実務慣行であること、②MUFGからは、本取引における報酬体系(成功報酬の割合を含む。)が、同行がフィナンシャル・アドバイザーを務める他の同種のM&A案件と特段異なるところはない旨の説明を受けていること、及び③経済産業省作成の2019年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「M&A指針」といいます。)においてもフィナンシャル・アドバイザーや第三者評価機関については成功報酬を含む報酬体系が採用されることが許容されていることにも鑑み、(ii)のような措置が講じられていることも踏まえれば、当該報酬体系をもってしてもMUFGに独立性は認められるものと判断し、アドバイザーとして承認したとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年8月29日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2025年8月29日付答申書を提出しているとのことです。

(a) 答申内容

1. 本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理性を有する。
2. 本取引の取引条件の妥当性は確保されている。
3. 本取引において、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされている。
4. 上記1乃至3を踏まえると、対象者による本取引についての決定は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられる。
5. 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当である。

(b) 答申の理由

I. 本取引の目的の合理性について

以下の点を考慮すれば、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められる。

- ・ 対象者においては、従来から、将来の全面的なEV化に伴う対象者の主力製品である内燃機関部品の需要の大幅な低下と、本田技研工業に取引の大半が依存しているという対象者の事業の特徴からの脱却が大きな課題であったところ、本取引は、顧客基盤の多様化と製品群の多様化というこれらの課題の改善に資するものと考えることができる。

- ・ 本取引に関して予測されているシナジー(対象者の既存製品についての新規顧客の獲得、新規製品の開発及び対象者のノウハウを活用した顧客ニーズへの対応)は、定性的なストーリーに留まることなく、シナジーを発揮することが期待される製品や市場についても具体性のある説明がされており、対象者側の説明と公開買付者側の説明とで、矛盾している点や大きな認識の齟齬がない。
- ・ 対象者は、取締役等の幹部を中心に、生産プロセスの効率化と品質向上に積極的に取り組むことで持続的成長と競争力強化に努めてきた。また、現場の従業員も、日々の業務において小さな気づきを大切にする意識を持ち、現場での改善を通じてコスト削減・品質向上に努め、改善業務を日常業務の一部と捉え、対象者の成長に寄与している。こうした人的資本が対象者の大きな強みであるが、公開買付者からも、対象者の人的資本を高く評価している旨や従業員の雇用条件を不利に変更することは想定していない旨の意思が繰り返し示されており、この観点からも、本取引を経て対象者の更なる成長を遂げることが期待できる。
- ・ 本取引によるデメリットについては、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとして、(i)エクイティ・ファイナンスによる資金調達が困難になること、(ii)上場会社であることによる知名度や社会的信用が得られなくなることが考えられるが、マザーサン・グループに入ることで対象者はマザーサン・グループの信用力を背景とした資金の調達が可能であり、(i)について懸念はなく、また、対象者は長らく上場企業として事業を営んでおり、取引先との関係でも既に十分な知名度や社会的信用を有していることに加え、本取引の実行後は公開買付者のネットワークを活用した人材採用も可能であるから、(ii)についても非公開化のみの事実をもって信用力にネガティブな影響はない。また、本取引の結果として、対象者の支配株主である本田技研工業は、対象者の支配株主ではなくなるが、引き続き対象者の株式の19.00%を保有する株主として存続はする。また、特に内燃機関部品については、EVへのシフトが想定される現在の状況下で今後の新規参入が相次ぐとは考えにくいこともあり、本取引に伴って、対象者と本田技研工業との取引額の大幅な縮減その他の悪影響が生じる可能性が高いとは考えがたい。以上からすれば、本取引を行うことによるデメリットとして重大なものは見当たらないから、本取引により期待されるシナジーは、本取引を行うことによるデメリットを上回るものと考えることができる。

II. 本取引の取引条件の妥当性について

以下の点を考慮すれば、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると認められる。

ア. 交渉状況の確保

本取引における最終合意は、本特別委員会の主体的な関与の下、独立当事者である対象者と公開買付者との間における交渉の結果なされたものであり、かかる交渉に関して対象者の支配株主である本田技研工業が介在するなどの、決定プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情も認められなかった。

以上の結果として、対象者は、プルータスによる株式価値算定を参照し、かつ、本特別委員会での審議も勘案して、価格交渉を複数回実施した上で最終合意に至った。また、最終的な本公開買付価格は、買付者が当初提示した価格よりも相当(約20.96%)の上積みがされた。

以上のような経過からすれば、対象者として、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされた経緯が認められる。

イ. 株式価値算定及びプレミアム等

(a) 事業計画

まず、算定の前提となった本事業計画の作成方法・作成過程(本取引と利害関係を有する者が事業計画の作成に関与していないことを含む。)について、疑わしい点は存在しない。

なお、本事業計画の特徴として、本田技研工業の生産台数計画を取り込んで作成されている点にある。もっとも、対象者において本田技研工業に対する売上がその大半を占める以上、対象者の事業計画の作成の仕方として当然のことであり、むしろ、本田技研工業の生産台数計画を無視して対象者の事業計画を策定する方が、事業計画の実現可能性の観点からみて疑問がある。その上で、本田技研工業から対象者への生産台数計画の情報共有は、毎年定期的に参考情報として行われているもので、本取引が提案されているが為に行われたものではないから、このような事情を踏まえても、本事業計画が本田技研工業の生産台数計画をベースに作成されていることは不合理ではない。なお、本特別委員会は、本事業計画について、生産台数計画に関して対象者として入手している最新の情報とも齟齬がなく作成されていること及び2026年3月期の数値については対象者が従前市場で公表していた業績予想とも合致していることを確認した(なお、対象者の第15次中期経営計画は2026年3月期までを期間としていることから、2027年3月期以降に関して対象者が公表している予想値は存在しない。)。

また、本事業計画の内容について、本事業計画は、本取引が行われることを前提とするシナジー等を織り込んでいない、スタンダードローン・ベースの事業計画となっている。本取引を行うに当たり、対象者は公開買付側のデュー・ディリジェンスを行うわけではないから、本取引による企業価値向上効果について、現時点において対象者が定量的に数値を見込むことは難しいという事情があるし、実際に、同種の非公開化取引において、被買収側がスタンダードローン・ベースの事業計画を作成することはごく通常のプラクティスである。このような事情からすれば、本取引においてもスタンダードローン・ベースの事業計画をもって本事業計画としたことに不合理な点は見当たらぬ。

このほか、本特別委員会は、事業計画の内容それ自体についても、仔細な検討を行ったが、結論として、不合理な点は見当たらなかった。

以上からすれば、本事業計画については、策定プロセス、策定方法及び内容それ自体のいずれからみても、利益相反の観点から恣意的な圧力(過度に保守的に作成する等の圧力)が介在した事実は認められず、合理的なものと認められる。

(b) 算定方法

本特別委員会は、プルータスに対して複数回に亘ってヒアリングを実施し、対象者株式の株式価値の算定方法及び評価プロセス並びに株式価値算定に関する考察過程について詳細な説明を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認し、本株式価値算定書が独立した第三者評価機関による株式価値算定書であると評価した。

本株式価値算定書における各算定方法による対象者株式の株式価値は下記表1のとおりである。

表1 プルータスによる対象者株式の株式価値

算定方法	基準日	1株当たり株式価値
市場株価法	2025年8月28日	2,448円～2,843円
DCF法	2025年8月8日	2,445円～3,228円

上記のとおり、本公開買付価格が、(i)市場株価法の算定結果の上限を超えており、かつ、(ii)対象者の株式の本源的価値を表すDCF法の算定結果の中央値を超える水準にある。

以上から、本特別委員会としても、本公開買付価格は、プルータスにより算定された対象者株式価値評価との比較の観点からしても、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考える。

(c) 本フェアネス・オピニオン

対象者はプルータスから、本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)も取得しており、かかる事実も本公開買付価格の公正性を裏付けるものであると評価できる。

(d) プレミアムの検討

本公開買付価格は、2025年8月28日(以下「直前日」といいます。)までの対象者株式の終値に対して、それぞれ下記の表2のようなプレミアムを加えた金額となっている。

<表2 本公開買付価格のプレミアム>

参照値	株価	プレミアム
直前日の終値	2,843円	6.37%
直前日の過去1ヶ月の平均終値	2,756円	9.72%
直前日の過去3ヶ月の平均終値	2,680円	12.84%
直前日の過去6ヶ月の平均終値	2,448円	23.53%
直前日の過去1年の平均終値	2,183円	38.52%

本特別委員会は、MUFGから、M&A指針の公表日である2019年6月28日以降に公開買付けが公表され成立した事例のうち、第三者による他社子会社への公開買付けの事例(ただし、自己株式の公開買付け、ディスカウントの公開買付け及びMBOを除く。)という条件で抽出した案件(全35件。以下「類似案件」といいます。)におけるプレミアム水準についてのデータの提供を受けた。提供されたデータによれば、こうした類似案件におけるプレミアムの水準の中央値及びレンジ別の件数は、下記の表3及び表4のとおりである。

<表3 類似案件のプレミアムの中央値>

プレミアム	中央値
直前日の終値	28.71%
直前日の過去1ヶ月	30.65%
直前日の過去3ヶ月	37.31%
直前日の過去6ヶ月	39.28%
直前日の過去1年	45.82%

<表4 類似案件のプレミアムのレンジ別の件数>

レンジ	直前日	直前日の過去1ヶ月	直前日の過去3ヶ月	直前日の過去6ヶ月	直前日の過去1年
10%以下	8	3	2	2	2
20%以下	14	9	5	3	3
30%以下	19	17	13	8	6

こうした他の類似案件と、上記の表2に記載された本公開買付価格のプレミアム水準の比較の観点からみると、本公開買付価格のプレミアム水準は、類似案件の平均的なプレミアム水準には満たない水準にある。

もっとも、上記の表4によれば、類似案件においても、同水準のプレミアムを採用している案件は少なからず存在していることが分かることを勘案すれば、本取引においても、一定のプレミアム水準が確保されているものと評価することは可能であると考えられる。

(e) 本田技研工業との関係

本自己株式取得は、対象者の支配株主である本田技研工業がその所有する株式を売却する取引であるところ、本田技研工業は対象者の支配株主(最大の出資者)としてその保有する対象者株式を公正な価格で売却するインセンティブを有しているため、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性を検討するに当たり、本自己株式取得の価格も参考にしている。

この点に関連して、本公開買付価格及び本自己株式取得価格の算出においては、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることが基準とされている。

また、本基本契約においては、公開買付者、対象者及び本田技研工業との間で、本取引に付随する取引が行われる可能性に言及されているが、対象者が公開買付者に確認したところ、こうした付随的な取引において、本田技研工業が不当な利益を得ることも予定されていない。

そのため、本田技研工業が、本取引を通じて、対象者の少数株主に比して利益を得ることはないから、本公開買付価格は、対象者の支配株主である本田技研工業としても合理的と考えられる価格であるものと認められる。

以上をまとめると、本公開買付価格については、下記のような事情が認められるところである。

- ① 上記(b)で述べたとおり、本株式価値算定書の市場株価法による算定の上限を超えており、かつ、DCF法の算定結果の中央値を超える水準にあること。
- ② 上記(c)で述べたとおり、対象者がブルータスから本フェアネス・オピニオンを取得していること。
- ③ 上記(d)で述べたとおり、本公開買付価格のプレミアム水準は、類似案件の平均的なプレミアム水準には満たない水準にあるものの、それでも一定のプレミアム水準が確保されているものと評価することは可能であると考えられること。
- ④ 上記(e)で述べたとおり、対象者の支配株主である本田技研工業においても本公開買付価格で対象者株式を売却することが合理的と考えられていること。また、対象者にとって本取引を上回る条件を少数株主に提示することができるような実現可能性がある取引は存在しないこと。
- ⑤ 本公開買付価格は2008年1月以降の対象者の株価の最高値を超える水準にあること。このことから、対象者の株主のほとんどが本公開買付価格を下回る金額で対象者株式を取得したことを意味するから、本公開買付価格は対象者の株主のほとんどに対して利益をもたらす水準であるものといえること。

そして、M&A指針においては、(a)「M&Aを行わなくても実現可能な価値」は、少数株主を含む全ての株主がその持株数に応じて享受すべきであり、他方で、(b)「M&Aを行わなければ実現できない価値」については、M&Aによって少数株主はスクイーズアウトされることとなるものの、少数株主もその価値のしかるべき部分を享受するのが公正であると指摘されている。

このような考え方を背景にして本件をみても、上記①から⑤に掲げたような事情からすれば、本公開買付価格が、本取引を前提としないスタンダードローン・ベースの株式価値(すなわち現時点における対象者株式の価値)に加えて、M&A指針のいう「M&Aを行わなければ実現できない価値」のしかるべき部分を少数株主に享受する水準であるものと認められる。

以上のとおりであるから、本特別委員会としては、本公開買付価格は、対象者株式価値が十分に反映されたものと考えることができ、少数株主の利益に十分な配慮がされた水準にあるものと考える。

ウ. スキーム等の妥当性

本取引では公開買付けが想定され、株式交換は想定されていないが、このスキームは一般的なものであり、対象者の少数株主に対して特に不利益を及ぼすものではない。

また、本取引の一環としてまず本公開買付け及び本株式併合を行い、その後に対象者が本自己株式取得を行うという手段についても、少数株主が本公開買付け又は本株式併合のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されているし、他方で、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることが基準とされていることからすれば、対象者の少数株主にとって不利益なスキームではない。

このほか、2025年8月29日付対象者プレスリリースにも記載されているとおり、本基本契約においては、公開買付者、対象者及び本田技研工業との間で、本取引に付随する取引が行われる旨が規定されているところ、このうち公開買付者及び対象者の間の取引については、少数株主が受け取る本取引の対価に影響を与えるものではないし、公開買付者及び本田技研工業の間の取引についても、本田技研工業が不当な利益を得ることも予定されていないとのことであるから、このような付随的な取引を含めて検討しても、本取引のスキームは、妥当なものといえる。

さらに、本取引は、マザーサン・グループが、本田技研工業から、対象者が直面する課題を対処するための協力・検討の機会について打診を受けたことを契機に検討が開始された取引である。対象者の株式の保有状況からすれば、本田技研工業の了解が得られない取引は、実現可能性に著しく劣るものと評価できると考えられるから、実現可能性の観点からも、本田技研工業との間で本基本契約が締結された上で実施される本取引以上に実現可能性を有する代替的な取引は存在しない状況であると考えられる。

このように考えると、対象者が本取引を実施することは、対象者にとって現実的に採用可能な選択肢のうち、少数株主に最も有利な条件を選択したものであると考えられる。

以上で述べたとおり、本取引の交渉状況に疑義はなく、株式価値算定との関係でも本公開買付価格は少数株主の利益に十分な配慮がされたものである。

また、本取引においては、少数株主が本公開買付け又は本株式併合のいずれによって対価を得ても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されている。

したがって、その他の詳細検討を含め、結論として、本公開買付価格を含めた本取引全体について、対象者の少数株主からみて、条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる。

なお、本公開買付価格は対象者の2025年6月30日現在の1株当たり純資産を下回る条件であるが、純資産は、会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業の評価に当たっては一般に適当ではないことに加え、そもそも保有不動産売却の実現可能性については、継続企業を前提とすれば、例えば事業継続に必須である工場底地の売却は事実上不可能であるなど、清算価値が機械的に純資産と同額になるわけでもない。さらに、後述するように、本取引においては間接的な形でマーケット・チェックが採用されており、本公開買付けの期間中に他の潜在的な買収者が公開買付者を上回る条件での対抗提案を行うことが可能な環境も構築されている。

したがって、本公開買付価格が対象者の1株当たり簿価純資産を下回ることの一事をもって、本公開買付価格の公正性が失われることにはならないと考えられる。

III. 本取引に係る手続の公正性について

本取引に際して以下の措置が講じられていること、及びこれらの措置が実際に実効性をもって運用されていることを踏まえれば、本取引に係る手続の公正性は確保されており、公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

ア. 本特別委員会の設置

本特別委員会は、対象者の独立社外取締役2名、独立社外監査役1名、外部有識者2名により構成されている。本特別委員会は、本特別委員会の委員の全員が、公開買付者及び本田技研工業から独立していること、並びにその報酬に成功報酬が含まれないことを相互に確認している。

また、本特別委員会について、下記のような配慮がされている。

- (a) 本特別委員会は、本取引に係る取引条件が公開買付者と対象者との間で決定される前の段階で設置されていること
- (b) 本特別委員会は、対象者の独立役員全員が構成員に加わっていること
- (c) 上記のとおり、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える状況が確保されていること
- (d) 特別委員会のアドバイザーを選任する権限も付与されていること。もっとも、対象者のビジネスの特徴に関する知見(本特別委員会の委員のうち2名が対象者の取締役である。)、企業価値評価への知見(本特別委員会の委員のうち1名が公認会計士である。)、法律面での知見(本特別委員会の委員のうち2名が弁護士である。)がいずれも委員により充足されていること、及び対象者のアドバイザーの専門性・独立性に鑑み、特別委員会としてのアドバイザー選任は不要であると本特別委員会として判断したこと
- (e) 本取引について予定されている契約や想定されるシナジーは多岐に亘り、その全ての詳細を一般に公開することは難しいところ、本特別委員会が、少数株主に代わり、本基本契約書の文案も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行ったこと
- (f) 対象者取締役会は、本特別委員会に対する諮問事項について決議するに際し、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、本取引の条件のうち妥当でないと評価される可能性のある事項がある場合には、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引の条件に関する交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して指示や要請を行う旨を決議していること

以上のような特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

イ. 対象者における意思決定プロセス

対象者においては、本公開買付けに係る決議にあたり、取締役8名全員、及び監査役3名全員が審議及び決議に参加することが想定されている。また、対象者取締役会においては、最終的に対象者の取締役全員の一致により決議がされ、また全監査役から異議がない旨の意見が述べられる予定である。

以上から、対象者における意思決定プロセスに関して、公正性に疑義のある点は見当たらない。

ウ. 外部専門家の専門的助言等の取得

(a) 法務アドバイザーからの助言の取得

対象者取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所の弁護士から助言を受けているところ、上記のとおり、同法律事務所について独立性が認められる。

したがって、対象者は弁護士による独立したアドバイスを取得したと認められる。

(b) 株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関であるプルータスから、対象者株式の株式価値に関する資料として、本株式価値算定書を取得しているところ、同社について独立性が認められることは、上記で述べたとおりである。

さらに対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、プルータスから本フェアネス・オピニオンを取得している。

フェアネス・オピニオンは、第三者評価機関が意見形成主体となるという点や、意見の対象が当事者間で合意された具体的な取引条件の対象会社の少数株主にとっての公正性であるという点において、株式価値算定書とは異なるものであり、対象会社の価値に関するより直接的で重要性の高い参考情報となり得るため、取引条件の形成過程において構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応する上でより有効な機能を有し得るとされている。

したがって、本特別委員会は、本フェアネス・オピニオンをもって、公正性担保措置として積極的に評価することができるものと考える。

エ. マーケット・チェック

(a) 公開買付期間及び取引保護条項

本公開買付けの買付期間は、法令に定められた最短期間である20営業日に設定することが予定されている。もっとも、2025年8月29日付対象者プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けはいわゆる事前公表型の公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的の長期間が確保される旨も記載されており、当該期間を含めて考えれば、他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案が行われる機会は相応にあるものと認められる。

このように、本取引では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM&Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されている。

また、本基本契約において、いわゆる取引保護条項は存在せず、マーケット・チェックの効果を減殺させる事情は見当たらない。

このように、本取引では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM&Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックも実施されている。

(b) 評価

M&A指針では、買収者が支配株主でない場合においては、積極的なマーケット・チェックをすることが公正性担保措置としてより積極的に評価されるという指摘もある。

ただ、積極的なマーケット・チェックについては、M&Aに対する阻害効果の懸念や情報管理の観点等からの実務上の問題も指摘されている。

さらに、そもそも本取引はマザーサンが、本田技研工業から、対象者が直面する課題を対処するための協力・検討の機会について打診を受けたことを契機に検討が開始された取引である。また、本田技研工業が本基本契約を締結していることからみても、積極的なマーケット・チェックが行われたとしても本田技研工業が本取引以外の取引に応じる可能性は低いと考えられる。

本取引では、このような事情を踏まえつつ、間接的な形であれマーケット・チェックを実施するものであり、取引条件の形成過程における対象者の交渉力が強化され、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることに資するものと認められる。

オ. マジョリティ・オブ・マイノリティ

本公開買付けの買付予定数の下限の設定において、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方は採用されていない。

もっとも、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方については、M&A指針においても、支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合における企業価値の向上に資するM&Aに対する阻害効果の懸念等も指摘されている。実際、本田技研工業の対象者株式の所有割合は約70%と非常に高く、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方を採用すると、本公開買付けの買付予定数の下限を約85%に設定する必要があり、上記のような阻害効果の懸念は高まるといえる。

さらに、本公開買付けの実施に関しては、上記ア乃至エ並びに下記カ及びキの各措置が実施されることが認められ、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定以外の公正性担保措置が多く採用されていることが認められる。

したがって、本公開買付けの実施に際してマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方が採用されていないこと自体が本取引の取引条件の公正さを阻害しているとまでは認められない。

カ. 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

M&A指針で充実した開示が期待される情報とされるもののうち、まず特別委員会に関する情報については、上記のとおり、(a)委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、(b)特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、(c)特別委員会における検討経緯や、交渉過程への関与状況に関する情報、(d)特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容等が対象者プレスリリースに記載されている。

次に株式価値算定書に関する情報については、上記のとおり、対象者プレスリリースにおいて、本事業計画がスタンダードローン・ベースで作成されていることや、本事業計画において対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているか否かについて開示がされるとともに、本株式価値算定書についての算定の概要が開示されている。

最後に、M&Aの実施に至るプロセスや交渉経緯に関する情報についても、対象者プレスリリースにおいて、充実した記載がされているものと認められる。

キ. 強圧性の排除

本株式併合において、株主には、会社法第182条の4及び第182条の5の規定により価格決定の申立てを行う権利が認められ、しかも、対象者プレスリリースにおいてその旨が明示的に開示されている。さらに、対象者プレスリリースでは、本株式併合は本公開買付けの決済の完了後速やかに行われる予定であること、本株式併合の際に少数株主に対して交付される金銭について、本公開買付価格に当該各株主(対象者及び本田技研工業を除く。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定である旨が開示されている。

以上からすれば、本取引については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

上記のとおり、本取引では、①独立性のある特別委員会が設置されていること、②対象者における意思決定プロセスに関しても公正性に疑義がないこと、③対象者が外部専門家から専門的助言等(本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む。)を取得していること、④間接的マーケット・チェックが行われていること、⑤マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方が採用されていないもののそのことによって本取引の公正性が阻害されているとは認められないこと、⑥2025年8月29日付対象者プレスリリースによって、対象者の少数株主のインフォームド・ジャッジメントに配慮がされた情報提供が実施される予定であること、⑦本株式併合は会社法上も反対株主に価格を争う権利が確保された方法(すなわち強圧性が排除された方法)で実施される予定であることが認められる。

以上からすれば、本取引では、(i)取引条件の形成過程における独立当事者間取引と認められる状況の確保及び(ii)少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点のいずれの面から見ても、本取引にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用されている。また、それらの公正性担保措置が、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

したがって、本取引においては、公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

IV. 本諮問事項4. 及び5.について

上記のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められること、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると認められること、本取引において、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められることから、本取引を行うことの決定は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられる。また、上記のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると認められ、本公開買付価格について、対象者の少数株主からみて、条件の妥当性が確保されているうえ、本取引において公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められることから、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる。

B. 本追加答申書

(i) 検討等の経緯

対象者は、2025年12月17日、公開買付者から、本競争法許認可等の取得時期の見込みを踏まえて、本前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提として、本公開買付けを2026年1月末頃から開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。

当該連絡を受けて、対象者は、2026年1月7日、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年8月29日付で対象者取締役会に対して提出した2025年8月29日付答申書に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。

そして、その後、2026年1月30日、当社は、公開買付者から、2026年1月29日をもって、本競争法許認可等の取得が全て完了した旨及び2026年1月30日時点において、2026年2月上旬を目途に、本公開買付けを開始することを見込んで準備を進めている旨の連絡を受けたとのことです。

(ii) 判断内容

本特別委員会は、2026年2月5日開催の特別委員会において、下記のとおり、2025年8月29日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、その結果、上記諮問事項について、2025年8月29日以後、2026年2月5日までの事情を勘案しても2025年8月29日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年2月5日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記の答申内容を変更する必要はないものと考える旨の本追加答申書を提出したとのことです。本追加答申書の内容は以下のとおりです。

(a) 答申内容

本特別委員会が2025年8月29日付答申書で述べた意見について、2025年8月29日から本追加答申書の作成日までの事情を勘案して検討しても、意見に変更はない。

(b) 答申の理由

ア. 本取引の公表後の各種状況の推移

本特別委員会は2025年8月29日以降に本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて対象者、MUFG及び長島・大野・常松法律事務所に対して事実関係の確認を依頼したところ、2025年8月29日以降に生じた事情として、下記のとおりの報告を受けた。

- ① 2025年8月29日以降、本公開買付け、本株式併合及び本自己株式取得を通じて公開買付者が対象者を非公開化の上で連結子会社化するという本取引のストラクチャーや、本公開買付けの内容及び条件について変更は生じていない。

- ② 本基本契約においては、公開買付者、対象者及び本田技研工業との間で、本取引に付随する取引が行われる可能性に言及及されているが、こうした付随的な取引についても、2025年8月29日以降に、本取引のストラクチャーに影響するような変更は生じていない。なお、2025年8月29日以降に、対象者は、本田技研工業のインド現地法人であるHMSIから、対象者のインド現地法人であるYAIの敷地の一部を売却して欲しい旨の要望を受領し、これに基づき当該敷地の売却取引が行われる予定である。当該売却取引は、2025年8月29日以降にHMSIから要望がされたという経緯からも明らかなどおり、本自己株式取得とは独立して検討がされたものであり、また、当該売却取引の単価は、第三者機関から取得したレポートに記載の金額を基準として、HMSIとYAIの価格交渉の結果として妥結されたものであり、本田技研工業が本取引に際して対象者の少数株主に比して特別な利益を得るような態様で行われるものではない。
- ③ 2025年8月29日以降、公開買付者による国内外における競争法に基づき必要な手続及び対応に関し、本取引の実行の障害となるような特段の問題(例えば対象者が競争法の関係で一部の事業の切り離しを余儀なくされるような事態)は生じていない。
- ④ 2026年2月6日付対象者プレスリリースは、2025年8月29日付対象者プレスリリースと比べて、2025年8月29日以降の推移について加筆をしているものであり、2025年8月29日時点での情報を訂正するといった、重大な変更を行っているものではない。
- ⑤ 2025年8月29日以降、対象者について、その事業価値に関する重要な影響を与える可能性がある事象は発生していない。すなわち、本事業計画の特徴として、本田技研工業の生産台数計画を取り込んで作成されている点が挙げられるが、2025年8月29日以降、本田技研工業から新たな生産台数計画は共有されていない。また、対象者の保有資産についても、2025年8月29日以降にその価値の著しい変更が生じた事象は発生していない。
- ⑥ 対象者は、2025年11月4日付の「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔IFRS〕(連結)」において、2026年3月期の連結業績予想を公表しているが、2025年8月29日時点で公表されていた業績予想からの修正は行っておらず、また、本追加答申書の作成日時点においても、公表済の業績予想を修正する予定もない。
- ⑦ 対象者は、上記⑤の点に鑑み、現状、本事業計画について変更しておらず、また変更をする必要もないと判断している。
- ⑧ 2025年8月29日以降、対象者の株価は本公開買付価格を僅かに上回る状況が続き、2026年1月以降は本公開買付価格を一定程度上回る状況が続いている。
- ⑨ 他方で、2025年8月29日以降、本公開買付けに対するより高い買付価格での対抗的な提案が(法的拘束力の有無にかかわらず)対象者に寄せられたことはない。また、2025年8月29日以降に新たに対象者の株式について大量保有報告書が提出されたこともないため、対象者の株式を5%以上買い集めた者も存在しない。

本特別委員会が認識した上記各種事情については、本特別委員会が2025年8月29日付答申書作成時に検討した情報と矛盾するところもない。また、本特別委員会の委員のうち対象者の独立役員を兼ねている者は、取締役会その他の会議体の場で執行陣から業務執行に関する報告を恒常的に受けているが、そのような委員の独立役員としての認識からみても、上記の事情に不自然な内容のものは存在しない。

イ. 本取引の目的の正当性

上記ア. を踏まえて、2025年8月29日付答申書における答申内容への変更の有無を検討すると、まず企業価値の向上の点では、上記ア. ①及び②に記載のとおり、2025年8月29日以降、本取引のストラクチャーに変更は生じていないことが認められる。

また、上記ア. ③から⑦までに記載したとおり、2025年8月29日に本取引が公表されて以降、本取引の実施に向けて各種作業が進む中で、対象者の事業価値を著しく変更させるような事態が新たに生じたこともない。

以上からすれば、本取引による企業価値の向上について、2025年8月29日付答申書における答申の内容を変更すべき事情は見当たらない。

ウ. 本取引の条件の公正性・妥当性

本取引の条件の妥当性に関しては、下記の事情が認められる。

- ① 2025年8月29日付答申書における本特別委員会の判断の基礎となる本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンのアップデートは行われていない。
- ② 本取引の条件の妥当性について、対象者が選定した第三者算定機関であるプルータスから、(i)プルータスにおいて本株式価値算定書におけるDCF法の前提とした本事業計画に変更が生じていないことを確認したこと(上記ア. ⑦記載のとおり)、(ii)プルータスとしても本事業計画をアップデートすべきであると考えられる事情を認識していないこと、及び(iii)本取引の公表後のマーケット環境(割引率を含む市場全体の状況等)をみても、仮に本追加答申書作成日現在において再度対象者の株式価値の算定を行ったとしても、本株式価値算定書における算定結果から大幅な変更は生じないと考えられ、本追加答申書作成日現在において、本株式価値算定書の内容を変更する必要はないと判断している旨の意見を聴取している。

上記の①及び②のような事情が認められるが、このことは、上記ア. ③から⑦までに照らしても不合理ではないものと考えられる。

特に、上記の②は、専門的知見を有する独立性のある算定機関であるプルータスによる意見であり、本公開買付価格の妥当性を基礎づけるものである。

エ. 検討

上記ウ. に対して、上記ア. ⑧のとおり、2025年8月29日以降、対象者の株価は本公開買付価格を僅かに上回る状況が続き、2026年1月以降は本公開買付価格を一定程度上回る状況が続いている。

このことからすると、本公開買付けに対して対抗提案がされることや本公開買付価格の上昇を期待する投資家が一部に存在する可能性がある。実際、対象者の株主とみられる者から、本公開買付価格についての不満が述べられているという事象は、対象者から本特別委員会に対しても報告がされている。

もっとも、他方で上記ア. ⑨で認定したとおり、2025年8月29日以降、本公開買付けに対するより高い買付価格での対抗的な提案が(法的拘束力の有無にかかわらず)対象者に寄せられたことはなく、また、2025年8月29日以降に新たに対象者の株式について大量保有報告書が提出されたこともないため、対象者の株式を5%以上買い集めた者も存在しない。このことからみれば、上記ア. ⑧の事象にかかわらず、多くの株主や投資家が、本公開買付価格の妥当性について異論を有していないことが推認されるところである。

実際、2025年8月29日以降の対象者の株価は、対象者が本取引を公表したことで、将来的に確実に本公開買付価格をもって株式が買い取られる保証がされたという事情を基底にして形成されているものであり、そのような事情がない通常の市場株価とはその性質を大きく異にしている。

以上からすれば、上記ア. ⑧の事象があるからといって、それが本公開買付価格の妥当性に疑義を差し挟ませるような事象であるとは認められない。

上記のような検討を踏まえれば、本取引の条件の公正性・妥当性が認められるという2025年8月29日付答申書における本特別委員会の意見は、本追加答申書作成日時点においても、引き続き2025年8月29日付答申書で述べたのと同様の理由で維持されるべきものと考えられる。

オ. 本取引についての公正な手続を通じた一般株主利益の確保

本取引における公正な手続を通じた一般株主の利益の確保については、本特別委員会は、2025年8月29日付答申書で指摘した、(i)特別委員会の設置、(ii)対象者における意思決定プロセス、(iii)外部専門家の専門的助言等の取得、(iv)マーケット・チェック、(v)マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方が採用されていなくても、本取引の取引条件の公正さは阻害されないと考えられること、(vi)少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上及び(vii)強圧性の排除の各項目が、いずれも本追加答申書作成日時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。

なお、上記(vi)について、本特別委員会は、公表日時点の開示書類のみならず、2026年2月6日付対象者プレスリリースにおいても充実した開示がされる予定であることを確認している。

以上から、本取引における公正な手続を通じた一般株主の利益の確保についても、2025年8月29日付答申書における答申の内容を変更すべき事情は見当たらない。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、ブルータスより取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会(本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)から提出を受けた2025年8月29日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引の諸条件について慎重に検討を行ったことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、2025年8月29日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本株式価値算定書の算定結果及び本公開買付価格のプレミアム水準、マザーサンとの交渉過程並びに本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、対象者の取締役(合計8名)の全員一致で決議したことです。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年8月29日付で対象者取締役会に対して提出した2025年8月29日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮詢すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

その後、2025年12月17日、対象者は、公開買付者から、本競争法許認可等の取得時期の見込みを踏まえて、本前提条件が充足されること(又は公開買付者により放棄されること)を前提として、本公開買付けを2026年1月末頃から開始することを予定している旨の連絡を受け、2026年1月7日、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年8月29日付で対象者取締役会に対して提出した2025年8月29日付答申書に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したことです。そして、その後、2026年1月30日、当社は、公開買付者から、2026年1月29日をもって、本競争法許認可等の取得が全て完了した旨及び2026年1月30日時点において、2026年2月上旬を目途に、本公開買付けを開始することを見込んで準備を進めている旨の連絡を受け、本特別委員会に共有したことです。本特別委員会は、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「B. 本追加答申書」の「(ii) 判断内容」に記載のとおり、2025年8月29日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年8月29日以後、2026年2月5日までの事情を勘案しても2025年8月29日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026年2月5日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、上記の答申内容を変更する必要はないものと考える旨の本追加答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された本追加答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年2月6日現在においても、2025年8月29日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2026年2月6日開催の取締役会において、対象者の取締役(合計8名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、上記の各対象者取締役会においては、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を非公開化の上、公開買付者の連結子会社とする方針であり、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者において以下の手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

具体的には、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式について株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2026年4月中旬を目処に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者及び本田技研工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び本田技研工業が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。なお、本公開買付けの結果、公開買付者が取得した対象者の株式の数が、公開買付者及び本田技研工業以外の特定の株主が保有する株式の数に満たない場合には、公開買付者、本田技研工業及び対象者は、税務及び財務の観点も踏まえ、本取引と実質的に同様の効果を生じさせるための代替措置について協議の上、当該措置を講じることについて合意しています(かかる合意については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。)。この株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者、本田技研工業及び対象者の間で協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができ、かつ裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができます。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、これらの申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、マザーサンが対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合が実施された場合には東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本基本契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、公開買付者は、2025年8月29日付で、対象者及び本田技研工業との間で、本取引に関し、本基本契約を締結し、以下に掲げる事項について合意しております。

(i) 公開買付者による本公開買付けの実施、対象者による意見表明及び本田技研工業による不応募

(a) 公開買付者は、本前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)された日から10営業日以内の日で、本基本契約の当事者が合意する日に、本公開買付けを実施することに合意しており、(b) 対象者は、一定の前提条件(注1)が充足されていることを条件として、本基本契約の締結日及び本決定日に開催される取締役会において、本公開買付けに関する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募を推奨することを決議すること、並びに、本特別委員会により、本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益ではない旨の意見が変更又は撤回されていない限り、当該決議を維持し、本公開買付けに係る公開買付期間の満了まで当該決議を変更又は撤回しないことを合意しております。

なお、本田技研工業は、本決定日において一定の条件(注2)のいずれかが充足されないことが合理的に確実である場合には、公開買付者に対して、本公開買付けを開始しないことを要請することができるものとされております。

(ii) YAIの株式の譲渡

対象者は、本公開買付けの終了後から公開買付けの決済開始までの間に、自らが保有する、対象者の子会社であるYAIの株式をマザーサン・グループに対して譲渡することに合意しています。YAIの株式の譲渡価額は、公開買付者及び対象者の間で誠実に協議の上合意されるものとされております。なお、本書提出日現在、YAIは、対象者株式を所有しておりません。

(iii) スクイーズアウトの実施

本公開買付けの結果、公開買付者が、対象者株式の全て(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けに係る決済の完了後可及的速やかに、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために行う株式併合を実行することを合意しています。また、本公開買付けの結果、公開買付者が取得した対象者の株式の数が、公開買付者及び本田技研工業以外の特定の株主が保有する株式の数に満たない場合には、本基本契約の当事者は、税務及び財務の観点も踏まえ、本取引と実質的に同様の効果を生じさせるための代替措置について協議の上、当該措置を講じることについて合意しています。

(iv) 新日工業株式会社の株式に関する取引の実施

本田技研工業は、本株式併合によるスクイーズアウト手続の完了後実務上可能な限り速やかに、自らが保有する、対象者の子会社である新日工業株式会社の株式をマザーサン・グループに対して譲渡することについて合意しています。新日工業株式会社の株式の譲渡価額は、公開買付者及び本田技研工業の間で誠実に協議の上合意されるものとされております。かかる新日工業株式会社の株式の譲渡は、公開買付者が、対象者の非公開化後、できる限り早期に新日工業株式会社の株式を取得し、同社の経営に関与し、マザーサン・グループとのシナジーを実現することを目的として実施されるものであるところ、本田技研工業からの本自己株式取得とは独立して検討されたものであり、本田技研工業が保有する対象者株式の対価又は本公開買付けへの応募の対価を提供するものではないため、均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。なお、本書提出日現在、新日工業株式会社は、対象者株式を所有しておりません。

(v) 本自己株式取得の実施

上記(i)から(iv)の取引が完了していることを条件として、公開買付者及び本田技研工業は、対象者をして、本自己株式取得を実施させることについて合意しています。本自己株式取得価格の総額は、(a)1,470円(1株あたりの本自己株式取得価格)に、(b)本株式併合の効力発生の直前時点における対象者の発行済株式総数(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を基準として、本自己株式取得の実施後における本田技研工業の議決権保有割合を19.00%とするために本自己株式取得の対象とすべき対象者株式の数(以下「本自己株式取得対象株式数(本株式併合前)」といいます。)を乗じた金額とされております。

(vi) その他

本基本契約においては、各当事者の表明保証(注3)、各当事者の義務(注4)、その他一般条項(契約終了事由(注5)、秘密保持、公表、契約上の地位の譲渡禁止、費用、通知、分離可能性、契約の変更、副本の効力、完全合意、準拠法・管轄、誠実協議)が合意されています。

(注1) 対象者による当該義務は、(a)対象者が、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の、特別委員全員の一致による、特別委員会の意見を入手しており、当該意見に変更はないこと、(b)公開買付者及び本田技研工業の表明保証が全ての重要な点において真実かつ正確であること、(c)公開買付者及び本田技研工業は、本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な全ての義務を、全ての重要な点において履行又は遵守していること、(d)各国の規制当局の届出許可等が得られること、並びに、(e)本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断が存在しないことが前提条件とされております。

(注2) 本田技研工業が、公開買付者に対して、その不足を理由として本公開買付けを開始しないことを要請することができる条件としては、(a)対象者の取締役会が、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、本決定日までに修正又は撤回されていないこと、(b)対象者が、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の、特別委員全員の一致による、特別委員会の意見を入手しており、当該意見に変更はないこと、(c)公開買付者及び対象者の表明保証が全ての重要な点において真実かつ正確であること、(d)公開買付者及び対象者は、本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な全ての義務を、全ての重要な点において履行又は遵守していること、(e)各国の規制当局の届出許可等が得られること、(f)本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断が存在しないこと、(g)本株主間契約が有効に存続していること、並びに、(h)公開買付者により表明保証保険が取得され、維持されていることが定められています。

(注3) 本基本契約において、本田技研工業は、(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、(c)本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、法令等との抵触の不存在、(d)倒産手続等の不存在、(e)反社会的勢力との取引・関与の不存在、(f)本取引の実行が、その重要な点において、関係当局の判断に違反しないこと、(g)対象者株式の3分の2以上の保有、並びに、(h)対象者グループから本田技研工業及びその子会社に対して提供された製品に係るリコール、責任追及の不存在について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、(c)本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、法令等との抵触の不存在、(d)倒産手続等の不存在、(e)反社会的勢力との取引・関与の不存在、(f)本取引の実行が、その重要な点において、関係当局の判断に違反しないこと、並びに、(g)表明保証保険の有効性及び存続に関する事項について表明及び保証を行っております。

また、対象者は、(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の強制執行可能性、(c)本基本契約の締結及び履行についての対象者における法令等との抵触の不存在、(d)本基本契約の締結及び履行に関して必要となる対象者における許認可の取得等、(e)倒産手続等の不存在、(f)反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、(g)対象者グループの設立及び存続、(h)本基本契約の締結及び履行についての対象者グループにおける法令等との抵触の不存在、(i)本基本契約の締結及び履行に関して必要となる対象者グループにおける許認可の取得等、(j)対象者グループの資本関係、株式等に関する事項、(k)計算書類の正確性等、(l)潜在債務等の不存在、(m)重要な変更の不存在、(n)重要な契約、(o)不動産・動産、(p)知的財産権、(q)ITシステム等、(r)在庫、(s)売掛債権、(t)顧客及び仕入先、(u)保険、(v)訴訟等、(w)法令遵守・許認可等、(x)環境、(y)労働関係、(z)公租公課、(aa)製品・製造物責任、(bb)関連当事者取引、(cc)補助金等、(dd)ブローカー、(ee)輸出管理法制、(ff)AML法、(gg)情報開示の正確性等、並びに(hh)未公表の重要な事実について表明及び保証を行っております。なお、かかる表明保証の違反により公開買付者が被った損害については、対象者の詐欺又は意図的な隠蔽に基づく場合を除き、表明保証保険による保険者に対してのみ補償請求をすることができる旨が定められています。

(注4) 本基本契約において、本田技研工業は、大要、(a)各国の規制当局の届出許可等の取得の完了並びに情報提供に係る協力義務、(b)本取引の実施に必要な手続の履践義務、(c)クロージング日までの間、本取引において予定されている行為を除き、対象者の株式を取得、譲渡又は処分しない義務、(d)自己の表明保証若しくは義務違反に係る通知義務、(e)自己の表明保証又は義務違反があつた場合における補償義務を負担しております。

公開買付者は、大要、(a)各国の規制当局の届出許可等の取得の完了に係る努力義務、(b)本取引の実施に必要な手続の履践義務、(c)自己の表明保証若しくは義務違反に係る通知義務、並びに、(d)自己の表明保証又は義務違反があつた場合における補償義務を負担しております。

対象者は、大要、(a)各国の規制当局の届出許可等の取得の完了に係る協力義務、(b)本取引の実施に必要な手続の履践義務、(c)自己の表明保証若しくは義務違反に係る通知義務、並びに、(d)自己の表明保証又は義務違反があつた場合における補償義務を負担しております。

(注5) 本基本契約において、(a)本基本契約の当事者が本基本契約の終了を合意した場合、(b)本決定日前に、(i)ある当事者について倒産手続等が開始された場合、(ii)ある当事者について本基本契約の重大な義務違反があり、当該義務違反に係る通知後30日以内に是正されない場合、(iii)ある当事者について表明保証の重大な違反があった場合、又は(iv)公開買付者が本基本契約の締結日から12ヶ月以内に本公開買付けを開始しなかった場合であって、他の当事者により解除権が行使された場合、並びに、(c)公開買付者が本基本契約に従い本公開買付けを撤回したことにより、本公開買付けが終了しなかった場合が、契約終了事由とされており、上記(a)から(c)までの場合を除き、当事者は本基本契約を解除することはできないこととされております。

② 本株主間契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2025年8月29日付で、本田技研工業との間で、本取引後における対象者の運営等について、以下の内容を含む本株主間契約を締結しております。

(i) 対象者株式譲渡後の対象者の運営

(a)本自己株式取得の完了後、公開買付者と本田技研工業が所有する対象者株式に係る議決権保有割合が、それぞれ81.00%、19.00%となること、(b)本取引完了後の対象者の事業運営等

(ii) 対象者の株式に関する事項

対象者の株式に係る譲渡制限、一定期間後における公開買付者の優先購入権、並びに、一定の事由の発生又は期間の経過を条件とする本田技研工業のプットオプション及び公開買付者のコールオプション(なお、本田技研工業のプットオプション及び公開買付者のコールオプション行使に伴う譲渡価額は、(a)本公開買付価格に対象者株式(ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)の数を乗じた額及び本自己株式取得価格に本自己株式取得対象株式数(本株式併合前)を乗じた額の合計額を(b)対象者株式(ただし、対象者の所有する自己株式を除きます。)の数で除して得られる本取引における加重平均株式取得価格を基に合意されております。)

(iii) その他

表明保証、その他一般条項(契約終了事由、秘密保持、公表、契約上の地位の譲渡禁止、費用、通知、分離可能性、契約の変更、原本、完全合意、準拠法・管轄、誠実協議)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年2月9日(月曜日)から2026年3月10日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	2026年2月9日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金3,024円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>マザーサンは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、マザーサンは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年8月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(2,843円)、同日までの過去1ヶ月(2025年7月29日から2025年8月28日まで)、同日までの過去3ヶ月(2025年5月29日から2025年8月28日まで)及び同日までの過去6ヶ月(2025年3月3日から2025年8月28日まで)の終値単純平均値(それぞれ、2,756円、2,680円、及び2,448円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者及び本田技研工業との協議・交渉の結果、企業価値向上の施策、経営及び事業運営の計画、対象者の直近の業績、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、経済情勢、対象者の取締役会及び本特別委員会による本公開買付けへの賛同及び対象者株主の皆様への応募推奨の可否、並びに対象者株主の皆様の本公開買付けへの応募の見通しを考慮し、最終的に2025年8月29日に本公開買付価格を3,024円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格3,024円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年8月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,843円に対して6.37%、同日までの過去1ヶ月間(2025年7月29日から2025年8月28日まで)の終値単純平均値2,756円に対して9.72%、同日までの過去3ヶ月間(2025年5月29日から2025年8月28日まで)の終値単純平均値2,680円に対して12.84%、同日までの過去6ヶ月間(2025年3月3日から2025年8月28日まで)の終値単純平均値2,448円に対して23.53%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。</p> <p>また、本公開買付価格である3,024円は、本書提出日の前営業日である2026年2月6日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値3,085円に対して1.98%ディスカウントした価格となります。</p> <p>なお、マザーサンは、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者及び本田技研工業との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりません。</p>
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,496,051(株)	—(株)	—(株)
合計	4,496,051(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数(4,496,051株)を記載しており、当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(14,820,000株)から、2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,949株)及び本不応募株式(10,322,000株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個) (a)	44,960
a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)	—
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月9日現在)(個) (d)	—
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (e)	—
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月9日現在)(個) (g)	103,220
g のうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (h)	—
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個) (i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個) (j)	148,126
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	30.34
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) × 100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個) (a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,496,051株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月9日現在)(個) (g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、本不応募株式を除く特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月9日現在)(個) (g)」のうち、2026年2月9日現在、本田技研工業が所有する対象者株式の数のみを加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(14,820,000株)から、2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,900株)を控除した株式数(14,818,100株)に係る議決権の数(148,181個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画を予め届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年11月19日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理され、公開買付者は、2026年1月16日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、同日をもって措置期間が終了しており、また、同日付で取得禁止期間を30日間から21日間に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

② 中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国国家市場監督管理総局(以下「中国国家市場監督管理総局」といいます。)に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国国家市場監督管理総局が正式に届出を受理する前に、担当官は当該届出の完全性につき確認します。届出が完全性を有するものとして受理され次第、中国国家市場監督管理総局は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査(以下「詳細審査」といいます。)を行うかの決定を行います。中国国家市場監督管理総局が詳細審査を行う旨を決定した場合は、その日から90日以内の審査期間(ただし、当該審査期間は最長60日延長される場合があります。)内に中国国家市場監督管理総局が本株式取得を承認したとき、公開買付者は本株式取得を行うことができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年11月18日(現地時間)付で中国国家市場監督管理総局に提出され、同日付で受理されております。その後、2025年12月23日(現地時間)付で、中国国家市場監督管理総局から本株式取得について詳細審査を行わない旨決定する文書が発出されました。公開買付者は、2025年12月23日に当該文書を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

③ 米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法(その後の改正を含みます。)に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会(以下「米国反トラスト当局」と総称します。)に対し、公開買付者による本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。公開買付者は、いずれかの米国反トラスト当局から追加情報の提供要請(以下「セカンドリクエスト」といいます。)が発せられない限り、上記届出から15日(待機期間の早期解除が認められた場合には15日未満)の経過後(そのような日が土曜日、日曜日又は祝日である場合にはその翌日の経過後)に本株式取得を実行することができます。セカンドリクエストが発せられた場合、公開買付者は、いずれかの米国反トラスト当局が連邦裁判所による本株式取得の差止命令を取得しない限り、セカンドリクエストに基づく追加情報の提出完了から10日間の延長された待機期間の満了後に本株式取得を実行することができます。

米国反トラスト当局に対する本株式取得についての公開買付者の事前届出は、2025年12月22日(現地時間)付で米国反トラスト当局に提出され、同日付で受理されておりました。当該事前届出にかかる待機期間は2026年1月28日23時59分(現地時間)の経過までとされておりましたが、セカンドリクエストが発せられることなく同日同時刻をもって上記待機期間が終了しており、2026年1月29日(現地時間)付で本株式取得を実行することが可能となつたことを確認しております。

④ ブラジル競争保護法

公開買付者は、ブラジル競争保護法に基づき、経済擁護行政委員会に対し、本株式取得の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。経済擁護行政委員会は、当該届出が受理されてから240日以内に本株式取得を承認するか否かの決定を行います(当該審査期間は、最長90日間延長される可能性があります。)。

本株式取得についての事前届出は、2025年11月17日(現地時間)付で経済擁護行政委員会に提出され、同日(現地時間)付で受理されております。その後、2025年12月31日(現地時間)付で、経済擁護行政委員会から本株式取得を承認する旨の文書が発出され、公開買付者は、同日付で当該文書を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

⑤ メキシコ経済競争に関する連邦法

公開買付者は、メキシコの経済競争に関する連邦法に基づき、メキシコ連邦経済競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出をする必要があります。メキシコ連邦経済競争委員会は、当該届出が受理されてから10営業日以内に追加の情報提供依頼を行います。メキシコ連邦経済競争委員会は、第二次情報提供依頼を行うために、情報提供依頼に対する回答の提出日から15営業日を有します。本株式取得に関する決議は、第一次情報提供依頼又は該当する場合には第二次情報提供依頼に対する回答が提出されてから60営業日以内に行われます。本株式取得についての事前届出は、2025年11月18日(現地時間)付でメキシコ連邦経済競争委員会に提出されています。その後、2026年1月9日(現地時間)付で、メキシコ連邦経済競争委員会から本株式取得を承認する文書が発出されました。公開買付者は、2026年1月9日に当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

	法域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
①	日本	公正取引委員会	2026年1月16日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2026年1月16日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第70号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第71号(禁止期間の短縮の通知書の番号)
②	中国	中華人民共和国国家市場監督管理総局	2025年12月23日	反執二審査決定〔2025〕774号
③	米国	米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会	2026年1月29日	Premerger Notification Transaction Number : 20260557
④	ブラジル	経済擁護行政委員会	2025年12月31日	08700.012179/2025-29
⑤	メキシコ	メキシコ連邦経済競争委員会	2026年1月9日	CNT-161-2025

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、以下の(1)又は(2)の手続に従って、応募してください。

(1) オンライントレード(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)にて公開買付期間末日の16時までに手続を行ってください。なお、オンライントレードによる応募(<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>)には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンライントレードのご利用申込(注)が必要です。

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といいます。)での受付になります。

- (注) オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。
- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
 - ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

(2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合(オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。)においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>)をご確認ください。

- ③ 本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 応募の際に個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要となる場合があります。(注1)(注2)
- ⑤ 外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)。
- ⑥ 個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)
- ⑦ 対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。(注4)

- (注1) 本人確認書類について
- 公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者(取引担当者)」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。(店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー(但し、「住民票の写し」は原本)をご提出ください。)。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表) ※郵送及びオンライン経由での口座開設の場合は a 又は b のうち追加で 1 種類
B	通知カード	a のいずれか 1 種類、又は b のうち 2 種類 (但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で 2 種類とすることはできません。) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a 又は b のうち、いずれか 2 種類(但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で 2 種類とすることはできません。)
C	個人番号記載のある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	a 又は b のうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の 1 種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート(住所記載欄のない新型パスポート(2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート)は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から 6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(a のいずれか 1 種類、又は b のうち 2 種類)

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の①又は②の手続により、契約の解除を行ってください。

- ① オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。

なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能ですが。但し、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

- ② 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。

なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能ですが。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>)をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	13,596,058,224
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	120,000,000
その他(円)(c)	7,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	13,723,058,224

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、①本公開買付けにおける買付予定数(4,496,051株)に本公開買付価格(3,024円)を乗じた金額(13,596,058,224円)を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金(ユーロ)	18,363,000 (100,000,000ユーロ)
—	—
計(a)	18,363,000

- (注) 上記「当座預金(ユーロ建て)」は、公開買付者がオランダの商業銀行であるBank Mendes Gansに保有する外貨預金です。2026年2月5日現在、公開買付者は、Bank Mendes Gansの外貨当座預金口座(ユーロ建て)において100,000,000ユーロを保有しており、2026年2月5日現在の三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1ユーロ=183.63円で日本円に換算しています。なお、千円未満は切り捨てております。

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)			—	

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

18,363,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年3月17日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(5,615百万円(注))未満であると見込まれるものを見除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けの決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換に交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(5,615百万円)未満であると見込まれるものを見除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(注) ご参考：株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数が本書記載の数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は379円に相当します(具体的には、対象者が2025年6月27日に提出した「第39期有価証券報告書」に記載された2025年3月31日現在における対象者の純資産額56,153百万円の10%に相当する額である5,615百万円(百万円未満を切り捨てて計算しています。)を、2025年12月31日現在における対象者の自己株式控除後の発行済株式総数(14,818,051株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。)。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項に定める基準により、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書きに規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	概要
2014年5月	自動車部品事業の分割を目的として、Visteonグループはオランダ法に基づきアムステルダム(Prins Bernhardplein 200, 1097 JB Amsterdam, the Netherlands)にBlossom Hold Co B.V.を資本金20万米ドルで設立。
2014年10月～11月	CerberusグループがBlossom HoldCo B.V.を買収。 社名をReydel Automotive B.V.に変更。 本店所在地をOude Utrechtseweg32, 3743KN Baarn, the Netherlandsに移転。
2015年2月	資本金2,500,000ユーロに増資。
2018年9月	社名をSamvardhana Motherson Reydel Companiesに変更し、さらにSMRC Automotive Holdings Netherlands B.V.に改称。本店所在地をStrawinskyalaan 1077ZX Amsterdam, the Netherlandsに移転。
2022年2月	本店所在地をHoogoordeel 15, 1101 BA Amsterdam, the Netherlandsに移転。
2023年9月	グループ内の持株異動のため、Samvardhana Motherson Automotive Systems Group B.V.が保有していたSMRC Automotive Holdings Netherlands B.V.の株式を、SMRC Automotives Techno Minority Holdings B.V.に譲渡。
2025年2月	社名をMotherson Global Investments B.V.に変更。
2025年7月	本店所在地をRijnsburgstraat 9, 1059AT Amsterdam, The Netherlandsに移転。

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

次の事業を営むことを目的としております。

- (1) 子会社その他のグループ企業に対し、外部金融機関、銀行または親会社による資金調達の手配を含む、金融支援、投資、資本計画および資金供給を、適切と認めるあらゆる方法により行うこと
- (2) 当該子会社またはグループ企業の負債その他の義務について、支援、担保または保証を行い、さらにマザーサン・グループの戦略的成長を図るため、新規事業または企業の取得を含む諸活動を実施すること
- (3) 前記に付随または関連する一切の行為、事項、および業務を行うこと

(事業の内容)

子会社に対する外部の金融機関、銀行、または親会社からの資金調達の手配を含めた金融支援の実施及びマザーサン・グループの事業目的の達成を促進するために必要な子会社支援の業務及び戦略的な実施

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年2月9日現在

資本金の額(ユーロ)	発行済株式の総数
2,505	250,500

④ 【大株主】

2026年2月9日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Motherson Global Holdings Company B. V. (注2)	Rijnsburgstraat 9, 1059AT Amsterdam, The Netherlands	250,500	100.00
計	—	250,500	100.00

(注2) 2026年2月9日現在、マザーサンがMotherson Global Holdings Company B. V.の議決権の全てを間接的に所有しているため、マザーサンが公開買付者の最終親会社に該当します。

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年2月9日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
Director	—	Laksh Vaaman Sehgal	1982年11月29日	2004年	マザーサン・グループ入社	—
				2014年	Samvardhana Motherson Automotive Systems Group B. V. の Directorに就任	
				2025年	Motherson Global Investments B. V. の Directorに就任	
Director	—	Andreas Heuser	1966年3月16日	1995年	Woco Group入社	—
				2000年	Woco Groupの Executive Officerに就任	
				2005年	マザーサン・グループ入社	
				2011年	Samvardhana Motherson Automotive Systems Group B. V. の Directorに就任	
				2018年	Motherson Global Investments B. V. の Directorに就任	
Director	—	Jacob Meint Buit	1948年8月24日	1974年	Loyens&Loeff N.V. 入所	—
				2001年	Loyens&Loeff N.V. 退所	
				2011年	Samvardhana Motherson Automotive Systems Group B. V. の Directorに就任	
				2018年	Motherson Global Investments B. V. の Directorに就任	
Director	—	Randolph Marie Thaddeus de Cuba	1954年7月29日	1980年	PwC入社	—
				2014年	Samvardhana Motherson Automotive Systems Group B. V. の Directorに就任	
				2018年	Motherson Global Investments B. V. の Directorに就任	
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者の2025年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表はオランダにおいて一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成しております。

なお、公開買付者の2025年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表はオランダ一般に公正妥当と認められた会計原則(Dutch GAAP)に準拠して作成されており、監査法人による監査を受けておりません。

① 【貸借対照表】

(千ユーロ)

2025年3月31日	
資産	
有形固定資産	—
使用権資産	40
子会社株式	3,009,600
子会社向け貸付金	834,398
その他の債権および資産	—
非流動資産合計	3,844,038
子会社向け貸付金(流動)	773,349
売掛金	3,052
その他の債権および資産(流動)	33,845
金融商品	1,318
現金及び現金同等物	3,942
流動資産合計	815,506
資産合計	4,659,544

2025年3月31日	
純資産および負債	
拠込資本金	3
資本剰余金	2, 592, 906
キャッシュフローへッジ準備金	△208
利益剰余金	111, 465
純資産合計	2, 704, 166
借入金(非流動)	561, 000
シニア・セキュアード・ノート(償却原価)	319, 243
リース負債(非流動)	17
非流動負債合計	880, 260
借入金(流動)	977, 045
リース負債(流動)	24
VAT(付加価値税)負債	200
従業員関連負債	32
その他負債	97, 817
流動負債合計	1, 075, 118
負債合計	1, 955, 378
純資産・負債合計	4, 659, 544

② 【損益計算書】

(千ユーロ)

2025年3月31日 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
サービス収入(純額)	—
その他収入	68,401
人件費	△825
減価償却費	△2,287
その他営業費用	△8,667
営業利益(EBIT)	56,622
金融収益	82,542
金融費用	△94,131
外国通貨建借入金および関連項目の為替差益／差損	△1,060
税引前利益(EBT)	43,973
法人税	△1,006
当期純利益(損失)	42,967

(3) 【株主資本等変動計算書】

(千ユーロ)

	資本金	CFヘッジ準備金	資本剰余金
2024年3月31日現在の残高	3	—	2,592,906
当期利益／損失	—	—	—
年度中の新株発行	—	—	—
キャッシュフローヘッジ損益(純額)	—	△208	—
2025年3月31日現在の残高	3	△208	2,592,906

	利益剰余金	資本合計
2024年3月31日現在の残高	68,500	2,661,409
当期利益／損失	42,965	—
年度中の新株発行	—	—
キャッシュフローヘッジ損益(純額)	—	—
2025年3月31日現在の残高	111,465	2,704,166

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

2026年2月9日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	103,220(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	103,220	—	—
所有株券等の合計数	103,220	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

2026年2月9日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	103,220(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	103,220	—	—
所有株券等の合計数	103,220	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

2026年2月9日現在

氏名又は名称	本田技研工業株式会社
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門二丁目2番3号
職業又は事業の内容	輸送用機器（二輪車、四輪車、パワープロダクツ製品など）の研究、開発、製造、販売
連絡先	川口正雄（経理財務統括部統括部長） 電話番号 03-3423-1111
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

2026年2月9日現在

氏名又は名称	株式会社ユタカ技研
住所又は所在地	静岡県浜松市中央区豊町508番地の1
職業又は事業の内容	自動車部品の製造及び販売等
連絡先	水野善広（事業管理本部長） 電話番号 053-433-4111
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

（注） 対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合によるスクイーズアウト手続の効力発生後に、本田技研工業との間で、本自己株式取得を実施する予定とのことです。そのため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

② 【所有株券等の数】

本田技研工業株式会社

2026年2月9日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	103,220(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	103,220	—	—
所有株券等の合計数	103,220	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,949株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2025年8月29日付で、対象者及び本田技研工業との間で、本基本契約を締結し、本田技研工業が、(i)本不応募株式の全て(合計10,322,000株、所有割合:69.66%)について本公開買付けに応募しない旨、(ii)本臨時株主総会において、その所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合に関する議案に賛成する旨、また、(iii)本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得に応じて不応募株式の一部を売却することにより公開買付者の対象者に対する議決権保有割合を81.00%、本田技研工業の対象者に対する議決権保有割合を19.00%とし、対象者を公開買付者の連結子会社化する旨を合意しております。

公開買付者は、2025年8月29日付で、本田技研工業との間で、本取引後における対象者の運営等について、本株主間契約を締結しております。

なお、各契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

② 本自己株式取得

対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式併合によるスクイーズアウト手続の効力発生後に、本田技研工業との間で、本自己株式取得を実施する予定とのことです。

なお、本自己株式取得は対象者の分配可能額の範囲で行われる予定とのことです。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② マザーサンと対象者及び本田技研工業との協議」をご参照ください。

③ 対象者及び本田技研工業との本基本契約

公開買付者は、2025年8月29日付で、対象者及び本田技研工業との間で、本基本契約を締結しております。本基本契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所スタンダード市場(注)						
月別	2025年 8月	2025年 9月	2025年 10月	2025年 11月	2025年 12月	2026年 1月	2026年 2月
最高株価(円)	3,095	3,110	3,165	3,090	3,220	3,400	3,255
最低株価(円)	2,575	3,015	3,030	3,010	3,035	3,130	3,045

(注) 2026年2月については、同年2月6日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	年 月 日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	年 月 日現在
				発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第38期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

2024年6月21日 関東財務局長に提出

事業年度第39期(自2024年4月1日至2025年3月31日)

2025年6月27日 関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度第40期中(自2025年4月1日至2025年9月30日)

2025年11月14日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ユタカ技研

(静岡県浜松市中央区豊町508番地の1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2026年3月期 第3四半期 決算短信〔IFRS〕(連結)」の公表

対象者は、2026年2月6日に、東京証券取引所において「2026年3月期 第3四半期 決算短信〔IFRS〕(連結)」を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況(連結)

決算年月	2025年6月期第3四半期
売上収益	126,144百万円
営業利益	3,341百万円
税引前利益	4,792百万円
四半期利益	3,254百万円
親会社の所有者に帰属する四半期利益	2,763百万円
四半期包括利益合計額	7,221百万円

② 1株あたりの状況(連結)

決算年月	2025年6月期第3四半期
基本的1株当たり四半期利益	186.48円
希薄化後1株当たり四半期利益	一円

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上収益 (百万円)	191,326	213,395	218,004	216,260	179,213
営業利益 (百万円)	3,641	8,853	3,853	11,117	6,347
税引前利益 (百万円)	3,837	11,365	4,933	12,022	6,789
親会社の所有者に帰属する当期利益(△は損失) (百万円)	△1,335	4,466	1,444	7,448	4,548
当期包括利益 (百万円)	3,726	11,925	4,681	14,490	3,630
資本合計 (百万円)	85,763	94,974	97,421	109,820	111,550
資産合計 (百万円)	189,178	208,334	199,633	185,611	168,408
1株当たり 親会社所有者帰属持分 (円)	5,130.72	5,655.74	5,950.52	6,763.22	6,894.20
基本的1株当たり 当期利益(△は損失) (円)	△90.07	301.35	97.42	502.62	306.95
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	—	—	—	—	—
親会社所有者帰属 持分比率 (%)	40.2	40.2	44.2	54.0	60.7
親会社所有者帰属 持分当期利益率 (%)	△1.8	5.6	1.7	7.9	4.5
株価収益率 (倍)	—	5.9	18.0	5.2	6.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,151	12,142	4,063	22,350	3,822
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,691	△3,947	△2,813	△3,105	△3,478
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△625	△2,793	△7,681	△6,633	△6,488
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	32,121	40,249	32,352	46,925	40,745
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (人)	6,114 (1,955)	5,885 (2,111)	5,422 (1,650)	5,190 (1,628)	4,726 (1,354)

- (注) 1. 対象者は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して連結財務諸表を作成しております。
 2. 希薄化後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 3. 2021年3月期の株価収益率については、当期損失を計上しているため、記載しておりません。
 4. 金額は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	36,494	36,460	34,666	40,177	40,298
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	△2,497	73	△454	1,802	1,317
経常利益 (百万円)	6,029	8,488	5,651	6,222	4,723
当期純利益 (百万円)	1,032	322	4,690	4,947	3,592
資本金 (百万円)	1,754	1,754	1,754	1,754	1,754
発行済株式総数 (千株)	14,820	14,820	14,820	14,820	14,820
純資産額 (百万円)	47,196	46,451	50,014	53,835	56,153
総資産額 (百万円)	68,043	71,094	63,437	66,698	69,634
1株当たり純資産額 (円)	3,185.00	3,134.72	3,375.20	3,633.05	3,789.48
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	36.00 (-)	76.00 (36.00)	72.00 (36.00)	90.00 (40.00)	72.00 (36.00)
1株当たり当期純利益 (円)	69.65	21.72	316.48	333.84	242.43
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.36	65.34	78.84	80.71	80.64
自己資本利益率 (%)	2.20	0.69	9.72	9.53	6.53
株価収益率 (倍)	28.41	81.63	5.55	7.88	8.69
配当性向 (%)	51.69	349.98	22.75	26.96	29.70
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	969 (287)	962 (258)	924 (150)	846 (232)	835 (115)
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX) (%)	154.3 (142.1)	144.3 (145.0)	148.6 (153.4)	222.5 (216.8)	187.8 (213.4)
最高株価 (円)	2,039	2,125	1,965	2,809	2,654
最低株価 (円)	1,180	1,682	1,605	1,710	1,647

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 2. 金額は、百万円未満を四捨五入して記載しております。
 3. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2021年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。